

CIRJE-J-69

サフォーク・システムの生成
— 商業銀行における中央銀行機能の内生過程

東京大学大学院経済学研究科

大森拓磨

2002年3月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

The Formation of Suffolk Banking System
~Spontaneous process of Central Banking Functions in a commercial bank.~

Takuma OMORI
(Post-Graduated Staff, Faculty of Economics, The University of Tokyo.)

【Abstract】

In U.S.A., There was not Central Bank before the Civil War. Simultaneously, many systems of controlling financial order were formed from various states and districts. Of them, we discuss about the formation of Suffolk Banking System in New England. How did a commercial bank (The Suffolk Bank) centralize reserve funds from Notes-issued banks in N.E? How was it the agent of making up accounts of the banks? How did it form the Central Banking Functions as “Banks’ Bank”? How was it the relations between the Suffolk, the Second Bank of the United States and the Bank of England, which had the limited Central Banking Functions at the same time? We analyze about the above points.

サフォーク・システムの生成
~一商業銀行における中央銀行機能の内生過程~

大森 拓磨
(東京大学 大学院経済学研究科・経済学部助手)

【要旨】

南北戦争以前のアメリカ金融制度は、中央銀行が未定立であった。同時に、州・地域単位で通貨・信用秩序を管理するシステムが各地で自生した。本論では、このうち、ニューイングランド (NE) のサフォーク・システムを焦点に当て、その生成過程を探る。一商業銀行が、どのようにして、多数の発券銀行から準備を集め、各種銀行券の集中決済を担う主体となり、NE の「銀行の銀行」として中央銀行機能を内生させたのか。また、同時期にやはり限定的な中央銀行機能を備えた、第 2 次合衆国銀行やイングランド銀行との関係はどうだったのか。以上の諸点が論究される。

サフォーク・システムの生成*

～商業銀行における中央銀行機能の内生過程～

大森 拓磨

目次

はじめに

1. 第 1 期サフォーク・システムの展開と挫折

- 1.1 サフォーク・システムの成立
- 1.2 第 1 期システムの基本構成
- 1.3 第 1 期システムの頓挫
- 1.4 第 1 期システムへの結実

2. 第 2 期サフォーク・システムの組成

- 2.1 システム修正の試み
- 2.2 第 2 期システムの基本構成
- 2.3 第 2 期システムの意義

3. 第 3 期サフォーク・システムの模索

- 3.1 第 3 期システムの変革
- 3.2 変革後の第 3 期システム
- 3.3 システム内外の確執
- 3.4 公権力の後援

4. イングランド銀行・第 2 次合衆国銀行との関係

- 4.1 イングランド銀行との比較
- 4.2 第 2 次合衆国銀行との関係

結語

はじめに

南北戦争以前におけるアメリカ金融制度の最大の特徴は、連邦単位で通貨・信用秩序を厳然と管理する中央銀行が定立しなかった点にある。この点は、当時のアメリカ金融制度の評価を二分させた。一方は、中央銀行の未定立ゆえに総じて金融制度が脆弱で不安定だった、という消極的見解である（例えば Hammond [1957]）。他方は、中央銀行の未定立ゆえにかえって州・地域単位での通貨・信用管理システムの自生が促された、とい

う積極的見解である。

後者の見解は、いわゆるフリーバンキング論の隆盛と相俟って、近年勢いを増している（例えば Trivori [1979]、Rolnick & Weber [1983]）。彼らは、南北戦争以前のアメリカ金融制度の態様を、「中央銀行なきフリーバンキングの実験場」と見る。そのうえで、州・地域単位で自生し機能した金融制度や通貨・信用管理システムの実態を再検討し、フリーバンキングの「実験」がどこまで成功しえたのかを見極めようとするのである。

* 本稿は、日本金融学会 2001 年度秋季大会（於；福島大学）における報告論文を礎とする。報告に対し、佐合紘一氏（大阪市立大学）より懇切なコメントを賜った。また、吉田暁氏（武蔵大学）、野下保利氏（国士舘大学）、西村閑也氏（法政大学）より有益な御質問を頂いた。記して感謝したい。

上記の諸見解に対しては、以下のように考える。まず、州・地域単位での通貨・信用管理システムの自生性は注視すべきである。だが、その自生性を過大評価しフリーバンキング積極説に安易に直結させることには疑問がある。むしろ、州・地域単位での通貨・信用管理システムが当該地域の各経済主体や各種公権力と絡みつつどう自生し、どう試行錯誤しながら運営されたのか。システムの限界はどこにあったのか。その運営経験が、その後の連邦単位でのアメリカ中央銀行制度の生成にどう響くのか。これらの問題意識を念頭に、「自生性」の背後に潜む、当時の州・地域単位での通貨・信用管理システムの実態と歴史性が丹念に探られる必要がある。

以上の問題意識を踏まえ、論者は、当時成功裡に機能したとされる州・地域単位での通貨・信用管理システムのうち、ニューイングランド(以下、NE)のサフォーク・システムに焦点を当て、包括的な実態解明を目指してきた。

サフォーク・システムとは何か。まず、NEの中心地ボストン所在の民間銀行、The Suffolk Bankが、各種銀行券の代行決済の便宜を名目に、NE各地の発券銀行に、準備を置かせて集中化させる。The Suffolk Bankは、各種銀行券を一律に受け取って購入し、準備を置いた銀行の銀行券とそうでない銀行の銀行券とに選別し決済する。後者の銀行券は各発行元に送還して執拗に兌換請求を迫る。以上の仕組みである。

サフォーク・システムの実態については、第一期(1819~1824年)と第二期(1824~1858年)とに大別する観方が主流である。端的には、第一期は、<銀行券の割引購入 割引購入価格もしくは額面通りでの兌換>による、グロス決済方

式を基調とした、銀行券仲買・決済システムである。第一期は、多数の発券銀行からの兌換準備の集中化を背景に、<銀行券の額面購入 額面通りの集中的な口座間決済>による、ネット決済方式を基調とした、銀行券決済システムである。

サフォーク・システムの展開を通じ、The Suffolk Bankは、NEの発券銀行間の上位に立つ銀行としての立場を築く。また、各種銀行券の決済の確実度が高まる。それゆえ、NE各地所在の諸銀行の銀行券が額面通りに流通され、NEにおける通貨価値が安定的に管理された。更に、準備を置いた各銀行のうち、準備総額をかなり上回る発券過剰状態に陥った銀行には、The Suffolk Bankは「道義的説得」を繰り返した。この態様は、中央銀行の定立なき当時の状況下で、地域単位で中央銀行制度を自発的に醸成させた感がある。極めて興味深い対象である。

サフォーク・システムの起源については、先に別稿で論究した(大森[2002])。本稿では、この続編として、サフォーク・システムの生成過程の実態分析を主眼に置く。この分析から、州・地域単位で民間銀行の活動から中央銀行機能がどう内生したのか、解明してゆきたい。

本稿の構成は以下の通りである。まず、サフォーク・システムはどう成立し(1.1)、どういう基本構成を備えたのか(1.2)、第一期システムはなぜ頓挫したのか(1.3)。そこから、性質の異なる第二期システムへ、どう転回したのか(1.4)、第二期システムはどう組成され(2.1)、どういう基本構成(2.2)で、どういう影響を齎したのか(2.3)、第二期システムの展開を通じ、The Suffolk Bankがどのような過程を経て「(システム参加)銀行間の上位に立つ銀行」の性格を帯びてきたのか。(3.1~3.4)、当時、資本主義経済の

世界史的な成立過程で中央銀行機能が芽生えつつあったイングランド銀行、それに、合衆国全土に未熟ながら中央銀行機能を与えていた第2次合衆国銀行と、サフォーク・システムとの関係はどうだったのか(4.1~4.2)。以上の問題意識を基に、サフォーク・システムの生成について、実態分析を進める。

1. 第 期サフォーク・システムの展開と挫折

1.1 サフォーク・システムの成立

サフォーク・システムは、どう成立し、どういう基本構成を備えたのか。

サフォーク・システムの核、The Suffolk Bank は、1818 年、ボストン所在の 7 番目の銀行として創設された。1818 年 2 月 10 日、マサチューセッツ州議会から特許交付を受ける。それから 17 日後の 2 月 27 日、The Suffolk Bank として具体的に組織が編成された。

The Suffolk Bank の創設・所有・経営の主力は、有力な富裕商人層、「ボストン・アソシエイツ」であった¹。表 1 は、The Suffolk Bank 創設時の株主一覧、表 2 は、The Suffolk Bank 創設時の役員一覧である。両表を見ると、「ボストン・アソシエイツ」の多くが大株主である。大株主の中には、「ボストン・アソシエイツ」の代表格、Nathan Appleton や Patrick J.Jackson の名が見える²。また、頭取を含む役員

殆どが大株主である。頭取を除く役員全 11 名のうち、7 名を「ボストン・アソシエイツ」が占めた³。「ボストン・アソシエイツ」は、米英戦争を契機に顕れ、NE の綿工業と金融業に株式で重点投資し続けてきた。当時、銀行券の仲買・銷却業務を席卷したボストン所在の The New England Bank と共に、The Suffolk Bank も、彼らによる重点投資の所産であった⁴。

The Suffolk Bank は、1818 年 4 月 1 日、業務を開始する⁵。払込資本金総額は 50 万ドルであった。額面 1,000 ドルの株式 5,000 株を発行して割り当てられ、出資

対策組織の首謀者であった。大森 [2002] 4・5 を参照。なお、後者は、1818 年当時は、多数の綿業株式会社と金融機関に出資し創設に加担し続けた。石崎 [1962] p.50。

³ Dalzell [1987] p.95. 佐合 [1999] p.27.

⁴ 大森 [2002] 6 を参照。

⁵ The Suffolk Bank の設立と同じ年の 1818 年、やはり「ボストン・アソシエイツ」の面々が重点的に株式投資し取締役ポストの殆どを持ち合う形で、The Massachusetts Hospital Life Company が創設された。The Massachusetts Hospital Life Company は機関投資家としての顔を色濃くのぞかせた生命保険会社である。その特性上、主に、綿工業を中心に長期資金を融通していた。The Massachusetts Hospital Life Company の設立発起人の中に、当時 The Suffolk Bank の初代頭取に就任したばかりの Ebenezer Fransis がいた。興味深い。

ところで、The Massachusetts Hospital Life Company では、自身の保険ファンドの投資先を決定する機関として、アクチュアリー（保険数理人機関；リスク評価計算を担当する部門）と財務委員会との 2 つの機関が存在した。これら重要なセクションのメンバーには、The Suffolk Bank とゆかりの深い人々が名を連ねた。アクチュアリーには、The Suffolk Bank の有力株主かつ役員であり、サフォーク・システムの発起人でもあった、J.A.Lowell の叔父、Fransis C. Lowell（彼については、大森 [2002] 6 を参照）がいたし、財務委員会のメンバーには、やはり The Suffolk Bank の有力株主であった Nathan Appleton や Daniel P.Parker が名を連ねた。The Massachusetts Hospital Life Company の沿革とその財務施策については、White [1955]・植藤 [1984] を参照。

¹「The Suffolk Bank は最初から最後までボストン・アソシエイツによるプロジェクトであった。」Dalzell [1987] p.95。「ボストン・アソシエイツ」については、大森 [2002] 6 を参照。

² Patrick J.Jackson は、当時、銀行券兌換業務を独占した The New England Bank の有力株主でもあった。Nathan Appleton は、古くからのボストン所在有力商人で、サフォーク・システムの原基というべき、フォーリン・マネー

れた。主な業務内容は、発券・預金取扱・資金貸付であった。The Suffolk Bank による債務総額は、資本金総額の 2 倍までに制限された⁶。

銀行誕生から僅か 1 年後の 1819 年 2 月、行内役員会で、フォーリン・マネー（ボストン域外の NE 所在銀行の銀行券）を対象とした、銀行券の仲買・銷却業務への参入が提案される⁷。既述の如く、銀行券の仲買・銷却業務は、当時、The New England Bank がほぼ独占していた⁸。この業務参入問題を集中討議すべく、同年 2 月 17 日、行内に調査委員会が設けられた。この調査委員は、Ebenezer Francis（頭取在任期間 1818 年 4 月～1825 年 4 月、役員在任期間 1818 年 2 月～1839 年 10 月）・Ebenezar Breed（役員在任期間 1818 年 2 月～1839 年 10 月）・William Appleton（役員在任期間 1818 年 10 月～1822 年 10 月）の 3 人で構成された。討議の末、1 週間後の 2 月 24 日、答申が出される。

答申は、2 点から成った。第 1 点は、フォーリン・マネーを対象とした、銀行券の仲買・銷却業務への参入を推進する点である⁹。第 2 点は、この業務を体系的に遂行する構想、つまりサフォーク・システムの基本構想についてである。

1.2 第 期システムの基本構成

⁶ Whitney [1878] p.3.

⁷ 1819 年恐慌の煽りが業務参入の契機となったと指摘される論者は多い (Shultz & Caine [1937] p.183. Nussbaum [1957] pp.67-68. 塩谷 [1975] p.31. 稲田 [1976] p.134.)。だが、1819 年恐慌が業務参入の引き金となったのか因果は定かでない。今後の追究課題である。

⁸ 大森 [2002] 6 を参照。

⁹ Paul & Krooss [1963] と Trescott [1963] は、「The Suffolk Bank は 1818 年に銀行券の銷却業務を始めた」と指摘される。Paul & Krooss [1963] p.89. Trescott [1963] pp.9-10. これは 1819 年の誤りである。

サフォーク・システムの基本構想は以下の内容であった。

銀行券の仲買・銷却業務を体系的に実施するのに、各州法銀行にシステムへの参加を求める。参加要件は以下 3 点から成る。

(a) The Suffolk Bank に 5,000 ドル分の兌換準備を「永久預託金 (permanent deposit)」として置くこと。「永久預託金」の利子は、The Suffolk Bank による兌換手数料と看做して相殺され、事実上無利子となる。

(b) 「永久預託金」に加え、当座の兌換に必要な相当額の資金を「追加預託金」として置くこと。準備は「永久預託金」「追加預託金」の二層準備となる¹⁰。

(c) 但し、既に The Suffolk Bank に口座を持つ銀行（当時全 23 行）それに、いずれもニューハンプシャー州の都市、プロビデンス（州都）とニューポート（Newport）所在の諸銀行は、各

¹⁰ このとき兌換準備（「永久預託金」+「追加預託金」）が一体何で置かれたのかは依然不明瞭である。Hunts' Merchants' Magazine [1841] では、「The Suffolk Bank に無利子の預託を正貨で (in specie) 行なうこととされた」と記される。Hunts' Merchants' Magazine [1841] p.261. 同様の指摘として、楠井 [1970] p.181. Lamoreaux [1994] p.19. 他方、Rufener [1934] は、この預託を現金で (in cash) 置いたと示される。Rufener [1934] p.410. 現金準備だとすると、理論的には、正貨と銀行券とを指す。だが、The Suffolk Bank にはどの種類の銀行券で準備が置かれたのか。この点も不明瞭で、追究の余地が残されている。

自の他行預金を全額 The Suffolk Bank に預託すれば、上記 (a) (b) の要件を免除する。

手許に入る各種銀行券のうち、上記の要件を満たすシステム参加銀行の銀行券については、競争相手 The New England Bank が課すのと同じ割引率で購入し、その割引購入価格で銷却を代行する。準備を置かないシステム不参加銀行の銀行券については、割引購入後、発行元に額面通りの正貨兌換を直接請求し、差益獲得を求める¹¹。

取扱対象となる銀行券は、競争相手 The New England Bank と同じである。NE 各地に所在する州法銀行のほか、ニューヨーク市所在銀行の銀行券も扱う¹²。

上記のサフォーク・システムの基本構想は、別稿(大森[2002])で論究された、ボストン所在諸商人による自発的な通貨・信用管理の経験から齎されたと考えられる。根拠は2点ある。

第1に、基本構想を生んだ調査特別委員会のメンバーのうち、Ebenezer Francis(頭取)とWilliam Appleton(役員)は、かつてフォーリン・マネー対策組織の実践活動に参加していた。この対策組織は、まず、減価銀行券の横行で損失を被った各商人が、100ドルずつ出資する。この共同出資金を元手に、各種銀行券の割引購入・兌換請求業務に従事する。以上の仕組みであった¹³。これは、資金を集中化させて各種銀行券の仲買・銷却業務を

自発的に実践する点で、サフォーク・システムの基本構想と繋がる。Ebenezer FrancisとWilliam Appletonは、かつての実践経験を、基本構想を編む過程で参考にした、と考えられる。

第2に、サフォーク・システムの基本構想は、競争相手、The New England Bankの銀行券仲買・銷却システムを意識しつつ編まれている。The New England Bankのシステムは、かつて商人達自らが実践した銀行券の仲買・銷却業務を、米英戦争で富裕化し「ボストン・アソシエイツ」と化したあと彼らが創設・所有・経営する銀行組織を利用し実践したシステムであった¹⁴。The Suffolk Bankの創設・所有・経営の主力は「ボストン・アソシエイツ」である。「ボストン・アソシエイツ」による銀行組織を利用した銀行券の仲買・銷却システム、という点で、The New England Bankのシステムとサフォーク・システムとは共通する。

以後、The Suffolk Bankの私益追求活動は、商業手形割引・貸付、ロンドン国際金融市場での手形売買¹⁵、各種銀行券の仲買・銷却業務、の3つの柱で展開されることとなる。

上掲のシステム基本構想は、変更点もなく、実際に始動される。第1期サフォーク・システムの誕生である。

第1期サフォーク・システムの運営は、The Suffolk Bank行内に置かれた、フォーリン・マネー担当委員会が担当した。

この担当委員会は、Ebenezer Francis(頭取)・Ebenezar Breed(役員)・John Belknap

¹⁴ 大森 [2002] 6 を参照。

¹⁵ The Suffolk Bank は、ロンドン国際金融市場で、通常の手形取引に加え外国為替にも興味を示す。1818年8月15日に準備委員会を発足後、業務参入し、合衆国の有価証券やドルの売買取引を始める。Whitney [1878] p.6.

¹¹ Whitney [1878] p.7.

¹² Gras [1937] p.102.

¹³ 大森 [2002] 4・5 を参照。

(役員在任期間1820年10月～1825年12月)の計3人で構成された。この担当委員会の出自は、ロンドン国際金融市場での有価証券売買業務の参入をめぐる準備委員会(本稿脚注15参照)にあった。この準備委員会は、有価証券売買業務の参入後、この業務を担当する専門部局に格上げされる。この専門部局に対し、1819年10月16日、The Suffolk Bankの役員会は、フォーリン・マネーの仲買・銷却業務をも独自の裁量で行なえる権限を追加的に付与したのである。

付与された権限は、3点である。

第1に、The Suffolk Bankにとり最大利益となる量額までフォーリン・マネーの受入・買取を行ない得る権限である。

第2に、受入・買取したフォーリン・マネーのうち、システム不参加銀行の銀行券について、発行元に額面通りの兌換を求めて送還する権限である。

第3に、そうした銀行券送還に際し、担当委独自の判断で、発行元からの同意取付作業を行なえる権限である¹⁶。

かくして、第 期サフォーク・システムの運営を通じ、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当委員会を中心に、各種銀行券の仲買・銷却業務が、体系的に遂行される。

サフォーク・システムによる、銀行券の仲買・銷却業務は、グロス決済方式であった。まず、手許に入る各種銀行券を、発行元に応じ、システム参加・不参加の銀行券に選別する。参加銀行券は、競争相手 The New England Bank が課したのと同等の割引率で買い取る。次に、この割引購入価格で、発行元が The Suffolk Bank に置いた準備でもって代行決済する。不参加銀行券は、兌換リスクや送還経費に

応じて評価された各々の割引率で買取後、各発行元に送還して額面通りの兌換を直接請求する。こうして、システム参加・不参加いずれの銀行券にしる、手許に入る度に、各発行元とのマンツーマンの決済が、逐一実施されたのである。

1.3 第 期システムの頓挫

だが、第 期サフォーク・システムは、間もなく頓挫する。この理由を、先学は「The Suffolk Bank による銀行券仲買・銷却の業務利益の低下」とした¹⁷。この減益について先学は2つの要因を指摘した。

第1の要因は、「参加銀行の希少」である。1819年のサフォーク・システム開始後、新規参加したのは2行に留まった。なおかつ、この2行は、参加に際し、自行銀行券を購入させない条件を The Suffolk Bank に認めさせていた¹⁸。

第2の要因は、「同業他者との銀行券仲買競争の激化による銀行券割引率の低減」である。当時、銀行券仲買業務には、マネー・ブローカーや The New England Bank が参入していた。これに The Suffolk Bank が新規参入し、鎬を削る。この結果、銀行券の平均割引率が約 0.5%まで低落したのである¹⁹。銀行券仲買は、銀行券を割引購入して額面通りの兌換を実現する業務である。この業務過程で、銀行券の割引購入価格と額面価格との差額から兌換経費を除いた差益分が私益となる。割引率の低減は、その差益幅を狭め、減益の要因となる。

だが、上記2要因に加え、第3の要因が存在する。「発行元による銀行券の兌換不能・忌避」である。

¹⁷ 佐合 [1999] p.27.

¹⁸ Lake [1947] p.185.

¹⁹ Whitney [1878] p.8. 佐合 [1999] p.27.

¹⁶ Whitney [1878] p.8. Lake [1947] p.185.

破綻による兌換不能の事例としては、The Castine Bank（メイン州所在）の件が挙げられる。The Castine Bank は、未決済の銀行券債務を約 17 万 509 ドル分（1820 年 1 月 1 日現在）を抱えたまま、同年 5 月 18 日、破綻に陥った²⁰。

兌換忌避を裏付ける事例には、The Suffolk Bank と The Lincoln Bank（サフォーク・システム不参加：メイン州所在）との争議がある。

この争議は、The Suffolk Bank が The Lincoln Bank の銀行券 3,000 ドル分を直接兌換請求したことを発端とする。正貨流出・払底による支払能力の低下を懸念した The Lincoln Bank は、ボストン所在銀行宛での振出手形による決済を求めた。だが、The Suffolk Bank はあくまで正貨との兌換にこだわる。これに対し、The Lincoln Bank は、勘定の煩雑さによる時間稼ぎを目論み、25 セント以下の小額金種の鋳貨での支払を画策する。The Suffolk Bank は提訴に踏み切る。結局、1821 年 5 月の判決で、The Suffolk Bank 側の全面勝利に漸く至った²¹。The Suffolk Bank による、システム不参加銀行券の兌換事業は困難を極めたのである。

では、上記 3 要因を契機に、The Suffolk Bank はどう減益に陥ったのか。第 1 期サフォーク・システムの頓挫を裏付けるべく、The Suffolk Bank の貸借対照表や準備率、配当率を参照しよう。

The Suffolk Bank の貸借対照表によれば（表 3）第 1 期システムの運営期間に該当する、1820 年 1 月 1 日時点から 1822

年 6 月 1 日時点までの間に、The Suffolk Bank の正貨保有高が、約 13 万 4,500 ドルから約 1 万 6,300 ドルへ激減している。資産総額も、約 95 万 4,000 ドルから約 74 万 6,000 ドルへと極度の落ち込みを示す。更に、1819 年 1 月 1 日時点では約 3,400 ドル程度計上された剰余が、1820 年 1 月 1 日時点から 1823 年 1 月 1 日時点までの間、全く計上されていない。準備率（表 4）では、33.9%（1820 年 1 月 1 日時点）から 7.7%（1822 年 6 月 1 日時点）に急落している。配当率（表 4）は、1819・1820 年に年 7% だったのが、1821 年には年 5.5%、1822・1823 年は各々年 5% と、落ち込みを示している。以上から、第 1 期システムの運営開始以後、The Suffolk Bank の財務内容は悪化し続けていたことが明らかである。

1.4 第 1 期システムへの結実

では、上記の財務悪化を機に、The Suffolk Bank は、第 1 期システムにどう見切りをつけて第 2 期システムへと転回したのか。先学では飛び越えられてしまったこの期間の経緯を詳しく分析しよう。

第 1 期サフォーク・システムは、財務悪化を受けて The Suffolk Bank の役員会で決定された 2 つの段階を経て、完全に停止された。第 1 の段階は、1820 年末の、仲買する銀行券銘柄の制限である。すなわち、システム不参加銀行の銀行券の仲買拒否を決めたのである²²。第 2 の段階は、1822 年の、銀行券仲買・銷却業務の完全停止である。この完全停止は、財務悪化を機に、The Suffolk Bank 内に急遽発

²⁰ Chadbourne [1936] p.29.

²¹ この争議については、Magee [1923b] pp.440-442. Spahr [1926] pp.75-76. を参照。なお、Dewey もこの争議に触れられてはいるが、Bath 所在のはずの The Lincoln Bank の所在位置を Wiscasset と誤記している。Dewey [1910] p.83.

²² The Suffolk Bank によるこの決定を見届けて、競争相手 The New England Bank も即座に同様の措置を執った。Trivoli [1979] p.14. この態様は、両者による銀行券仲買競争が熾烈であったことを物語っている。

足した、経費縮減のための対策委員会による協議で決定された²³。

だが、1822年の完全停止で第一期サフォーク・システムは終わった、とする見方は誤りである。むしろ、その後の過程に、性質の異なる第一期サフォーク・システムへと転回される重要な契機が潜む。その契機は、以下2つの事象を通じ浮き彫りにされる。

第1の事象は、1824年1~3月に実施された、The Suffolk Bankによる市中銀行券の大量割引購入である。

すなわち、都市部から離れた州法銀行の発券規制を謳った1822年マサチューセッツ州法を受けて²⁴、マサチューセッツ州法諸銀行による発券高が減少する。表5から、ボストン域外所在の地方諸銀行の発券高が減少し、これがマサチューセッツ州全体の発券高の減少を導いているのが分かる（逆にボストン所在諸銀行の発券高は増えている）。市中での銀行券流通高が減ると、1823年、The Suffolk Bankは、一律0.375%の割引率を公表して銀行券仲買・銷却業務を再開する。だが、1824年に入ると、再び市中での銀行券流通高が増える（表5）。銀行券流通量の再増加に対し、The Suffolk Bankは、1824年1~3月で総額100万ドルもの銀

行券を一挙に割引購入したのである²⁵。

市中の銀行券を短期間で大量に割引購入する。この対応は、The Suffolk Bankが、銀行券仲買の目的を転換させつつあったことを示している。目的の転換とは、逐一の仲買を通じた目先の差益獲得よりも、多種の銀行券が混交する市中を眼前に、通貨・信用秩序全体の健全性を見据える方向に変容した、ということである。一挙に大量の銀行券を割引購入すれば、円滑な兌換が不確定な銀行券の量も手許に増え、抱える兌換リスクも大きくなる。だが、銀行券流通量の再増加を眼前に、The Suffolk Bankは、敢えて、銀行券の大量割引購入に踏み切った。この動機こそが、重要な転換点である。

第2の事象は、1824年初頭に、マサチューセッツ州所在の地方銀行、The Springfield BankとThe Suffolk Bankとで生じた、銀行券兌換をめぐる確執である。

この確執は、以下の事態を契機とする。まず、The Suffolk Bankが、The Springfield Bankの銀行券（総額2万6,000ドル分）の兌換を直接請求した。だが、The Springfield Bankが、支払能力の急激な低下を理由に、正貨支払を拒否する。結局、ボストン所在企業宛ての振出手形（額面5,000ドル分）を0.375%の公示割引率で割り引いてさしあたり交換した。以上の事態である。その後、振出宛先のボストン所在企業から抗議が来る。これに対し、The Suffolk Bankは、自身の立場の正当性を記した書簡を、ボストン所在諸銀行に送付する。この書簡の内容の一部には、
「我々が考えるに、ある企業が別の企業による債務弁済の要求をしななければならない、という正義に、何の意見を挟む必要もない。銀行業務において、すべての

²³ Whitney [1878] pp.8-9.

²⁴ この州法は、さきに1810年州法で「各州法銀行の発券総額=資本金総額の200%以内」と規定された点から更に踏み込んで、「中心地ボストンから50マイル以上離れた州法諸銀行は、発券総額=資本金総額の131%以内とする」と規定された内容であった。

Helderman [1931] p.32.

なお、マサチューセッツ州以外にも、州法諸銀行の発券総額を制約する取り決めが、各州で施された。例えば、ニューハンプシャー州は、1818年に、南東部の港湾都市ポーツマスから50マイル以上離れた州法銀行に対し、「発券総額=資本金総額の165%以内」と決めていた。Helderman [1931] p.32.

²⁵ Lake [1947] p.185.

銀行にとり互いに良好となる健全な規制やルールで統轄することを、公言なしで企図する」²⁶と、明記された。

上記の書簡内容から、以下の点が示される。すなわち、短期的な仲買利益の追求から距離を置き、各種銀行券の円滑な兌換を通じた通貨・信用秩序全体の健全性を見越したうえでの、私的な銀行券決済システムの構築必要性を、The Suffolk Bank が如実に考えていた点である。

こう見てくると、1822年にいちどシステムが全面停止され、翌1823年の再開後は、The Suffolk Bankによるサフォーク・システムの運営動機が転回した点が浮き彫りにされる。すなわち、仲買利益の直接追求という方針から、次第に、「通貨・信用秩序全体の健全性」の大義を掲げて、各発券銀行から兌換準備を集め、準備集中の安定性を背景とした私利の間接追求という方針に、転回している。この転回は、銀行券決済業務を運営することの意味が、The Suffolk Bankの私益性との関連で変容しつつあったことを示す。公私両面の性格を持つ決済業務において、決済業務それ自体が持つ公的性格ないし社会性を重んじつつ、サフォーク・システムを私的に運営しようと、The Suffolk Bankが施策方針を転回させたのである。この転回こそが、のちの、第一期サフォーク・システムを生む礎になるのである。

2. 第一期サフォーク・システムの組成

2.1 システム修正の試み

では、第一期サフォーク・システムは、どのように組成されたのか。

本稿 1.4 で明示した通り、The Suffolk Bank は、銀行券流通量の再増加に悩ま

れる。これに対し、施策方針を転回し、決済業務の社会性を重んじつつ、銀行券の集中的な仲買・売却業務を再開させた。だが、The Suffolk Bankの業務利益は改善されなかった。銀行券の仲買・売却業務に加え、貸付業務でも減益が始まった。

The Suffolk Bankの貸付業務の減益は、マネー・ブローカーの横行に起因する。地方銀行のボストン在住代理人となっていた彼らは²⁷、フォーリン・マネーを利用した要求払貸付(コール・ローン)を、ボストンで次々に提供した。要求払貸付を通じ、ボストン市中にフォーリン・マネーが更に増加する。この要求払貸付は、ボストン所在諸銀行の貸付と比較して、低利かつ簡素な契約内容で柔軟に提供された²⁸。このため、The Suffolk Bankなどボストン所在諸銀行は、貸付利益が伸び悩むと共に、フォーリン・マネーの流通量の更なる増加にも、苦しめられたのである。

苦境打開のため、The Suffolk Bankは発起する。1824年4月10日、他のボストン所在銀行すべて(当時全11行)に、書簡を送付した²⁹。書簡は、ボストン市中でのフォーリン・マネー増大に対する警告を大義に、銀行券の割引購入・売却業務を体系的に遂行すべく、共同基金創設の協力を乞う内容であった³⁰。

フォーリン・マネーの氾濫に対処すべく、共同出資を求めて、銀行券の割引購

²⁷ 大森 [2002] 3 を参照。

²⁸ Redlich [1947] p.72. Trivoli [1979] p.8. 佐合 [1999] p.28.

²⁹ Whitney [1878] p.11. なお、佐合 [1999] は、この書簡が「市内6銀行に送付された」と述べられる。佐合 [1999] p.28. この指摘には疑問がある。

³⁰ 書簡の全文は、Whitney [1878] p.15.

Samuelson & Krooss [1969] pp.630-632. を参照。

²⁶ Whitney [1878] p.10.

入・銷却業務を体系的に遂行する。書簡によるこの提案内容は、別稿（大森 [2002]）で論じたように、フォーリン・マネー対策組織の展開以来、第一期サフォーク・システムに至るまで、ボストン所在諸商人ないし「ボストン・アソシエイツ」が執ってきた通貨・信用管理の基本原則を継承するものである。書簡の企画・内容は、William Lawrence（役員在任期間 1818 年 2 月～1848 年 10 月）が準備したという³¹。また、書簡の名義は、William Lawrence と John A. Lowell（役員在任期間 1822 年 10 月～1864 年 12 月）との連名であった。William Lawrence と John A. Lowell は、共に、The Suffolk Bank の役員である。同時に、「ボストン・アソシエイツ」の中心人物であり、ニューイングランドの綿工業・金融業に多大な影響を与える存在であった。それゆえ、書簡での提案内容が、これまでのボストン所在諸商人ないし「ボストン・アソシエイツ」による通貨・信用管理の経験を踏まえて創出されたと考えられる。

The Suffolk Bank の協力要請に、下記のボストン所在銀行が同意した。The Massachusetts Bank、The Union Bank、The State Bank、The Manufacturers & Mechanics Bank（のち The Tremont Bank）、The Columbian Bank、The Eagle Bank の計 6 行である³²。The Suffolk Bank は、上記 6 行の代表者を召集し、1824 年 4 月 24 日、会議を設ける。座長は、頭取の Ebenezer Fransis が担当した。会議には、The Columbian Bank を除く 5 行の代表者が集まった。

この会議で、以下 4 点が決定された。

³¹ Conant [1909] p.367.

³² The Suffolk Bank の協力要請に最初に受諾したのは、最古参のボストン所在銀行、The Massachusetts Bank であった。Gras [1937] p.91.

第 1 の決定事項は、ボストン市中に氾濫するあらゆるフォーリン・マネーを、0.25%の統一割引率で購入し銷却を進めることである。また、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務を、ボストン市中から消失されるまで無限に続けることが確認された³³。

0.25%という、統一割引率の数値決定の根拠は、以下のように説明される。「我々が考えるに、0.25%の割引は、提示目標に効率的に応え得るものである。賢明な銀行運営が成されていれば、どんなに遠隔地の銀行券でも、発行元への送還経費を充分負担し得る数値である」³⁴。

上記の説明だと、会議参加の各行の運営状況を咀嚼して決断された数値のように見える。だが、銀行券の割引購入・銷却業務をめぐる最大の影響は、ボストン所在の銀行同士、The Suffolk Bank と The New England Bank とが、かねてから鏖を削っていた。今回の The Suffolk Bank の協調要請に、The New England Bank は応じていない。従って、The Suffolk Bank による協調行動は、銀行券の割引購入・銷却業務をめぐる最大の競争相手、The New England Bank への新たな挑戦という意味合いが強かったのではないか。0.25%の割引率が、当時、The New England Bank の割引率と同水準にあった点を鑑みれば³⁵、The New England Bank への牽制が、数値決定の有力要因だったと考えられる。

第 2 の決定事項は、協調行動に必要な運営資金についてである。

フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務を協調して実践するにあたり、各行は、3 万ドルの無利子の準備を、「永久預

³³ Rolnick & Weber [1998] p.3.

³⁴ Whitney [1878] p.15.

³⁵ 塩谷 [1975] p.33.

託金」として The Suffolk Bank に置く。
この取り決めは、各行と The Suffolk Bank との、銀行間預金を介した連繋の形成を意味する。加えて、業務運営経費として総額 30 万ドル分を、各自の銀行券で拠出し合う。各行による出資金の割当は、以下の通りである。

- The Suffolk Bank...6 万ドル。
- The Massachusetts Bank...5 万ドル。
- The State Bank...5 万ドル。
- The Union Bank...4 万ドル。
- The Manufacturers & Mechanics Bank (The Tremont Bank) ...4 万ドル。
- The Columbian Bank...3 万ドル。
- The Eagle Bank...3 万ドル。

第 3 の決定事項は、上記 7 行による対策組織(<The Associated Banks >³⁶)の代表者に、The Suffolk Bank が就任する線に進めることである。

第 4 の決定事項は、<The Associated Banks > から脱退するさい 30 日間の事前予告通知期間を置くことである³⁷。

1824 年 5 月 15 日、The Suffolk Bank が、<The Associated Banks > の代表者と決済代理人機関への就任を受諾する。9 日後の 5 月 24 日、新制サフォーク・システムの運営が始まった。第 期サフォーク・システムの誕生である。

³⁶ <The Associated Banks > という名称は、Whitney[1878]で表記される。Whitney[1878]は、The Suffolk National Bank から示された唯一の公式史料であり、ひとまず本稿でもこの表現に従う。ちなみに、Hale [1826]では、<Allied Banks > と表現される。Hale [1826] p.15.

³⁷ Whitney [1878] p.17.

2.2. 第 期システムの基本構成

ここで、第 期サフォーク・システムの基本構成を覗いてみよう。

上述のように、第 期サフォーク・システムは、The Suffolk Bank を代表としたボストン所在銀行 7 行の共同組織、<The Associated Banks > による、銀行券の仲買・銷却システムである。

第 期サフォーク・システムの仕組みは以下の通りであった。

銀行券の仲買・銷却業務を体系的に実施するのに、各州法銀行にシステムへの参加を求める。参加要件は以下の通りである。

(a)ボストン以外に所在する各州法銀行は、The Suffolk Bank に、最低 2,000 ドル以上の無利子の兌換準備を「永久預託金」として置くこと。準備総額は、各行の資本金総額に応じて累進的に変わる。最低 2,000 ドルとは、資本金総額 10 万ドル以下の銀行を対象とした額である。

(b)ボストン以外に所在する各州法銀行は、「永久預託金」に加え、当座の兌換に必要な相当額の資金を「追加預託金」として置くこと。兌換準備は、「永久預託金」「追加預託金」の二層準備となる。

(c)ボストン所在の州法銀行は、無利子の「永久預託金」3 万ドル分のみを The Suffolk Bank に置くこと。

(d) 銀行券の代行決済を通じ

「追加預託金」が減る。銀行券の代行決済総額が「追加預託金」の総額を超えた時、事実上の準備不足状態に陥る。この場合、不足分は、当該銀行への The Suffolk Bank の貸付分と見なされ、利息が課される。代行決済の総額が更に増えると、「追加預託金」のみならず「永久預託金」の額分にまで食い込む。この場合、代行決済を中止し、即座に発行元にその銀行券を送還し額面通りの兌換を求める。併せて、「永久預託金」に食い込んだ欠損額分の補填を求める。

(e)「永久預託金」を引き出してシステムを脱退する際には、その 15 日前までの予告を必須とする³⁸。

以上 5 点の取り決めに基盤に、サフォーク・システムは運営される。システムの運営手順は、以下の通りである。

まず、各種銀行券が、通常業務の過程で、<The Associated Banks> 各行の手許に入る。<The Associated Banks> 各行は、手許に入った各種銀行券を、0.25%の統一割引率で購入する。購入された銀行券は、決済代理人たる The Suffolk Bank に再購入される。購入代金は、当日中に購入先の口座に入金する。The Suffolk Bank は、<The Associated Banks> 各行から再購入し集積させた銀行券を、発行元に応じて、サフォーク・システム参加・不参加の銀行券に選別する。システム参加銀行券は、発行元が予め The Suffolk Bank に預託した準備で代行決済される。シス

テム不参加銀行券は、額面通りの兌換を求めて各発行元に送還する。再購入された銀行券の選別・決済業務は、The Suffolk Bank 行内に新設された、フォーリン・マネー担当部局(Foreign Money Committee)が専門的に担当する³⁹。部局の業務運営には、<The Associated Banks> が共同拠出した 30 万ドルの運営資金が充てられる。システムの運営過程で計上された利益額・配当額・損失額は、出資金額の比率に応じて、<The Associated Banks> 各行に割り当てられた。

なお、第 期システムの決済方式は、この時点ではまだグロス決済方式である。ネット決済方式への転換は、もう少しあとになる(本稿 3.1 で後述)

2.3. 第 期システムの意義

第 期システムでは、第 期システムと比較して、4 つの改革点が見られる。

第 1 点は、システムの概要である。

第 期システムは、The Suffolk Bank の単独事業であった。他方、第 期システムは、The Suffolk Bank の発起到賛同したボストン所在諸銀行による、フォーリン・マネー対策共同組織であった。但し、銀行券の選別・最終決済を The Suffolk Bank が担った点では共通する。

第 2 点は、システムの運営動機である。

第 期システムでは、フォーリン・マネーの氾濫への懸念から、通貨・信用秩序の健全性を大義に掲げて、他のボストン所在諸銀行に協調が求められる。システムの運営動機に関し、第 期システムに比して、銀行券決済の社会性が強く意

³⁹ フォーリン・マネー担当部局は、創設時、行員 2 名((責任者)William Grubb Jr.(補佐役) P.H.White)で構成された。Whitney[1878]pp.17

18. その後は、銀行券銷却高の急増と共に部局規模が逐次拡大される。

³⁸ Hunts' Merchants' Magazine [1841] p.261.

識された点が異なる。但し、銀行券仲買における The New England Bank との競争が念頭に置かれた点では共通する。

第3点は、システム参加要件である。

第1期システムでは、各州法銀行に対し5,000ドル分の「永久預託金」を一律に求めた。他方、第2期システムでは、ボストン所在銀行とそれ以外の銀行とで異なる条件を求めた。前者には3万ドル分の「永久預託金」を求め、後者には、最低2,000ドル分以上の「永久預託金」を求めた。また、後者への要求金額が、各行の資本金総額に応じて累進的に決められた点も、重要な変更点である。

「永久預託金」の要求設定金額を一律ではなく各行の資本金総額に応じて累進させた点は、小規模の地方銀行をシステム参加へ誘う契機になった、と考えられる。第2期システムでは、新規参入銀行が僅か2行で、システムの拡張・定着に限界があった（本稿1.3）。この限界克服のための秘策が、第2期システムに備わったのである。

第4点は、システム脱退をめぐる制約条件である。

第1期システムでは、システム参加銀行が脱退の意を示して The Suffolk Bank から「永久預託金」を引き出す際、15日前までの予告を義務付けている。これは、The Suffolk Bank が、預託金の突然の流出を過度に警戒し始めたことに由来する。

預託金の引き出しに対する事前予告は、1820年頃から顕著になってきた。The Suffolk Bank は、ロードアイランド州都プロビデンス所在の The Provident Institution for Savings と、1819年に預託契約を結ぶ。この契約は翌1820年に改正される。要点は、預託金を引き出すさいその6ヶ月前までに事前予告するのを義務

付けた点にある⁴⁰。この頃から、「預託金の引き出しに対する事前予告」という慣行が定着し始めた。この慣行が第2期システムでも積極的に採り入れられた、と考えられる。

では、第2期システムの運営で、社会的にはどういう影響が齎されたのか。それは3点ある。

第1点は、The Suffolk Bank と各州法銀行との、兌換準備を通じた支払預託関係網の組成である。システム参加銀行が増えてゆけば、支払預託関係のネットワークは拡張する。ネットワークの中核たる The Suffolk Bank には、数多くの他行口座が置かれ、銀行間預金が集まる。第2期システムの運営で、銀行間による支払預託制の基礎が紡がれる。同時に、「銀行間の上位に立つ銀行」としての The Suffolk Bank の基礎が築かれたのである。

第2点は、商業中心地ボストンで各種銀行券の兌換保証が確実に得られるようになった点である。

第2期システムでは、<The Associated Banks>を介し、The Suffolk Bank によって、各種銀行券が0.25%の統一割引率で買い取られ決済される。発行元がどこであれ、すべての銀行券が一律0.25%の割引率で確実に購入され確実に売却される。これにより、まちまちであった各種銀行券の減価進行が一様に抑制され、銀行券の信用貨幣としての信用度を下げ止まらせたのである。第2期システムの運営で兌換保証が確実に視されたことを契機に、商業中心地ボストンで、あらゆる銀行券が受け取ってもらえるようになる。同時に、マクロ的には、通貨価値の不安定性の払拭に貢献することになる。

第3点は、システム参加銀行の発券上

⁴⁰ 佐合 [2001] p.8.

の便宜についてである。

第 期システムの運営で、ボストンでの各種銀行券の兌換保証が確実になる。この運営で、発券による与信を主要な利益手段とする地方諸銀行に、自行銀行券の発行とボストンでの流通を安泰にさせる環境が、皮肉ながら齎される。特に、システム参加銀行の場合、The Suffolk Bank に置いた兌換準備総額のうち、自行銀行券の代行決済総額が「追加預託金」総額を超えて「永久預託金」に食い込む額までならば、発券が弾力的に行なえる。もっとも、既述のように（本稿 2.2）自行銀行券の代行決済総額が「追加預託金」総額を超えた時点で、その超過分は、当該銀行への The Suffolk Bank の貸付分と見なされ、利息が課される。代行決済総額が「追加預託金」総額を超え、「永久預託金」に食い込んだ時点で、代行決済は即刻中止される。そもそも第 期システムの運営動機には、各行の過剰発券への牽制があった。だが、裏を返せば、代行決済が中止されうるまでの総額範囲内ならば、発券による弾力的な流動性供給を、かえって各行に可能にさせたのである。

3. 第 期サフォーク・システムの模索

3.1 第 期システムの変革

第 期システムは、1824 年 5 月 24 日より開始された。だが、約 1 年後の 1825 年、システム変革の波が訪れる。変革は大きく 2 点ある。第 1 点は、あらゆる銀行券の額面通りの受取・購入・決済である。第 2 点は、銀行券決済業務におけるグロス決済方式からネット決済方式への変革である。以下、その変革過程を辿ってみよう。

1825 年 2 月下旬、ボストン所在諸銀行の中から、発行元を問わずあらゆる銀行

券を額面通りに受け入れる動きが自生する。これに参加したボストン所在諸銀行は 8 行に上った⁴¹。この実践で、8 つのボストン所在諸銀行では、1825 年 3 月以降、ボストン・マネー、フォーリン・マネーの区別なく、すべての銀行券が額面通りに受け取られるようになったのである。これまで、フォーリン・マネーの入金取扱を、ボストン所在諸銀行は、1803 年以来、一切拒否してきた⁴²。その拒否慣行が遂に崩れ始めたのである。

各種銀行券の額面通りの入金取扱へと改革する動きは、第 期システムの運営当初から見受けられた。< The Associated Banks > 各行が、代表者 The Suffolk Bank に要望を出していたのである。要望とは、システム参加を通じ The Suffolk Bank に残高を置く各銀行が、あらゆるフォーリン・マネーで預託できるよう、The Suffolk Bank に容認を迫るものであった⁴³。だが、要望が出された時点では、The Suffolk Bank は要望を断り、上記の拒否慣行を堅持したのである。

フォーリン・マネーの額面通りの入金取扱を、一部のボストン所在諸銀行が実践する。この実践は、2 点の大きな影響を齎した。

第 1 に、この実践に加担したボストン所在銀行に残高を置く、地方商人などの顧客は、ボストンでボストン所在銀行を

⁴¹ Hale [1826] p.15. なお、Hale は 8 行の内訳を明示していない。この 8 行を推測するに、さきに < The Associated Banks > のメンバーから外れていた The Massachusetts Bank ・ The Union Bank (本稿 3.3 (a) 参照) と、サフォーク・システムの競争相手の The New England Bank とを除いた、The Columbian Bank, The Eagle Bank, The Tremont Bank, The State Bank, The Suffolk Bank, The Boston Bank, The City Bank, The Globe Bank ではないかと思われる。

⁴² 大森 [2002] 3 を参照。

⁴³ Rolnick, Smith & Weber [1998] p.13.

利用した支払や決済時に、わざわざ手許のフォーリン・マネーをポストン・マネーに「両替」する必要がなくなった。

第2に、ポストン・マネー、フォーリン・マネーの区別なく各種銀行券が額面通りに受け取られるようになった。それゆえ、長らく続いた、市中での「二重通貨」の現象が、消滅に向かい始めた。同時に、「二重通貨」のレート差を利用し「両替」で差益を稼ぐ、マネー・ブローカーの存立基盤が、浸食され始めた⁴⁴。

もっとも、上記の実践に加担しないポストン所在諸銀行、それに、貯蓄銀行など商業銀行以外の金融機関の顧客・預金者は、各種銀行券の額面通りの受取という便宜を、依然享受しえなかった。

ともかく、上記の実践を契機に、<The Associated Banks> 各行には、持ち込まれたり支払手段として呈示される各種銀行券が増え、堆積される。そこで、<The Associated Banks> 各行は、決済代理人たる The Suffolk Bank に、それまで 0.25% の統一割引率で再購入されていた銀行券を、額面通りに再購入するよう、要求する⁴⁵。1825 年 5 月 16 日、The Suffolk Bank は、遂にこの申出を受諾する。但し、この受諾に際し、The Suffolk Bank は「見返条件」を提示した。この「見返条件」は、のちに<The Associated Banks> を協調破棄させる原因となる（本稿 3.3. で後述）。

上記の受諾は、銀行券決済の方式の変更をも導いた。

まず、あらゆる銀行券が額面通りに受け取られ購入されると、<The Associated

Banks> 各行の預金者や顧客に、様々な便宜が齎される。まず、ポストン・マネーとフォーリン・マネー各々の受取専用の口座を併せ持たなくてよい。また、支払手段として利用する際にわざわざ手持ちのフォーリン・マネーをポストン・マネーに「両替」しなくてよい。「両替」手数料の経費削減にも大きく貢献する。

次に、上記の便宜を享受した顧客や預金者が、各種銀行券を次々と持ち込んだり支払手段として利用する。<The Associated Banks> 各行を介し、The Suffolk Bank の手許に集積される各種銀行券の総額は急増する。

かくして、銀行券の買取・銷却業務が錯綜し始める。この状況打開のために、他行口座を利用した、銀行券の口座間決済が始められた。この仕組みは以下の通りである。

まず、毎日 The Suffolk Bank に入る各種銀行券を、フォーリン・マネー担当当局で、発行元に応じてシステム参加・不参加の銀行券に選別する。システム不参加の銀行券は、従来通り、各発行元に即座に送還して額面通りの正貨兌換を請求する。システム参加の銀行券については、各発行元が The Suffolk Bank に置く、各口座間の帳簿繰入操作を実施する。この操作を通じ、それぞれの銀行券を交換し合い、集中決済する。交換戻は、決済日の翌日に、適当な銀行の口座に帳簿転記され、当該銀行の準備で最終決済される。こうして、ネット決済方式が確立したのである⁴⁶。

ネット決済方式の確立で、銀行券の最終決済手段たる正貨の出動機会と出動金額とが大幅に節約された。これにより、

⁴⁴ 「両替」や「二重通貨」については、大森 [2002] 3 を参照。

⁴⁵ Redlich [1947] によれば、<The Associated Banks> 各行がこの提案を持ちかけたことが、1825 年 6 月 16 日付の The Suffolk Bank の役員記録から確認される。Redlich [1947] p.74.

⁴⁶ Rolnick & Weber [1998] p.15. Rolnick, Smith & Weber [2000] p.5.

銷却に関し、銀行券に対する正貨の社会的需要が抑制された。銀行券の最終決済手段としての、正貨への依存度が低くなったのである。これまでのグロス決済方式と比較すると、銀行券銷却にかかる手間が縮減された。システム参加銀行券に関して、グロス決済方式では、銀行券が手許に入る度にその発行元の準備で逐一決済していた。だが、ネット決済方式では、複数の銀行券を交換決済し合い、その決済尻だけを、当該銀行の準備で決済すればよい。多種多量の銀行券を効率良く捌きつつ、少額の正貨準備で集中的に最終決済できるわけである。

かくして、1825年5月16日以降、第一期システムは変革を遂げた。あらゆる銀行券を額面通りに買取・収集し、ネット決済方式を通じて額面通りに集中決済されるシステムへと進展したのである。従来の第一期システムと較べると、まず、額面通りの受取・購入・決済が約束されるため、市中のあらゆる銀行券通貨の価値が額面通りに安定化した。更に、各種銀行券の買取・銷却の過程では差益が出ないシステムへと転化した。銀行券決済の社会性が一層重んじられたシステムへと転化したのである。変革後の第一期サフォーク・システムは、私的な銀行券決済システムでありながら、社会性を強く帯びた通貨・信用管理システムとして、飛躍的な高度化を遂げたのである。

3.2 変革後の第一期システム

変革後の第一期サフォーク・システムは、The Suffolk Bankを「銀行間の上位に立つ銀行」とした、銀行間組織の性格を強く帯びる。変革後の第一期システムでは、4点の顕著な変化が見られた。

第1の変化は、The Suffolk Bankが抱える他行預金の総額である。

表3によると、The Suffolk Bankにおける他行預金（「他行への債務」）の保有総額が激増している。1825年6月1日時点では、2万5,000ドル足らずであった。だが、7ヶ月後の1826年1月1日時点では、52万4,180ドル28セントに上った。極度の伸張である。また、他行預金の保有総額が、マサチューセッツ州所在の全州法銀行の中で、1826年に突如首位に踊り出る。その後、1854年の第2位を除き、サフォーク・システムが停止される1858年まで、首位の座が堅持される（表6）。なおかつ、他行預金の保有総額で、The Suffolk Bankは、競争相手たる他の有力なボストン所在諸銀行を凌駕している（表7）。これは、変革後のサフォーク・システムの運営を介し、The Suffolk Bankが、数多くの銀行をシステムに参加させて準備を置かせ、多数かつ多額の銀行間預金の集中保有に成功したことを示す。

第2の変化は、The Suffolk Bankによる各種銀行券の買取総額である。

この点については、「1824年6月時点では月額約33万ドルであったが、1825年末の時点では月額約200万ドルに急増した」という、先学の指摘がある⁴⁷。この指摘を掘り上げてみよう。

表8は、1825年3月から1826年1月までの、<The Associated Banks>各行による銀行券受取総額を示している。1825年3月は、<The Associated Banks>を含む一部のボストン所在銀行が、各種銀行券の額面通りの受取を始めた時期である（本稿3.1）。表8によると、銀行券受取総額は、1825年5月にいちど低落するが、総じて飛躍的な伸張傾向にある。1825年9月には200万ドルの大台に迫り、その後は、月額200万ドル台で推移している。

⁴⁷ Lake [1947] p.186.

1825年3月から1826年1月までの間、
<The Associated Banks> 各行が受け取った銀行券の総額は、実に、1,738万8,313ドルにも上った⁴⁸。

既述の通り、サフォーク・システムは、
<The Associated Banks> 各行を介してThe Suffolk Bankに各種銀行券が買取・集積され集中決済されるシステムにあった。従って、<The Associated Banks> 各行の銀行券受取総額は、The Suffolk Bankによる銀行券の買取総額と、表裏一体である。この頃の、The Suffolk Bankによる銀行券の買取総額は、当時マサチューセッツ州で流通していた株式証券総額の約半分にまで達していたという⁴⁹。このように、第一期システムの変革後、The Suffolk Bankの下に各種銀行券が殺到する状況へと、事態は転変したのである⁵⁰。

銀行券の買取総額の激増を受け、The Suffolk Bankは、2点の対応策を執る。ま

⁴⁸ 佐合 [1999] は、<The Associated Banks> 各行が受け取った銀行券の総額を、「年間に換算すると2,400万ドル」と述べられる。佐合 [1999] p.31. 1825年1・2月の受取総額のデータがないので1825年の年間受取総額の正確な数字は依然分からない。とはいえ、表8から推断すると、実際は2,400万ドルを下回っていたと思われる。

⁴⁹ Rolnick, Smith & Weber [1998] p.14.

⁵⁰ 当時、The Suffolk Bankの役員会は、手許に多量の銀行券が入るにつれ、そこに入り混じる偽造・欠陥銀行券が増量して損失を被ることに頭を悩ましていた。そこで、さきに1825年5月、フォーリン・マネー担当部局の責任者として選出され雇用されていたWilliam Grubb Jr.と、更なる特別契約を結んだ。まず、William Grubb Jr.と、フォーリン・マネー担当部局の責任者として通常の俸給に加え更なる特別手当を出すという、高額待遇の雇用契約を結ぶ。その代わりに、買取銀行券の選別・決済業務の過程で偽造・欠陥銀行券がきちんと識別されぬまま決済時に発覚して結果的にThe Suffolk Bankに損失を被らせた場合、責任者William Grubb Jr.の業務責任として問われ、その損失填補を自腹で行なってもらふ。以上の内容であった。Whitney [1878] p.18.

ず、1825年12月上旬、<The Associated Banks> 各行とある取り決めを結んだ。それは、<The Associated Banks> 各行がそれまで抱えてきた、フォーリン・マネー受取専用口座に置かれた残高を、銀行券で引き出させるのをできるだけ遅延させる、取り決めであった⁵¹。次に、サフォーク・システムの中枢部、フォーリン・マネー担当部局の規模拡張である。1826年早々、フォーリン・マネー担当部局は、行内役員会に、体制規模の拡張を訴える報告書を上申した。具体的には、現行2名の人員を、5名（出納係1名・出納係補助3名・兌換請求送達人1名）に増員する内容であった⁵²。この上申が役員会で承認されたのである。

システム変革後の第3の変化は、市中に流通する、既存諸銀行の銀行券総額の減少である。これは、上記の、「The Suffolk Bankによる各種銀行券の買取総額の激増」に呼応した影響と考えられる。

ロードアイランド州当局の銀行委員会が1826年に提出した報告書によれば、マサチューセッツ州所在の地方銀行のうち、16行の銀行券流通高が、半年間で38万2,731ドルほど減少した。そのうち、最も銀行券流通高が減った銀行は、21万3,566ドルから11万7,143ドルへと半減した⁵³。また、メイン州所在諸銀行の発券総額が、1824年時点では約109万4,000ドルであったのが、翌1825年には約102万9,000ドルに、翌1826年には、約55万9,000ドルへと急減している（表9）。

このように、既存諸銀行の銀行券流通高は減少した。但し、減少したのはフォーリン・マネーである。同じ時期、ボス

⁵¹ Whitney [1878] p.17.

⁵² Whitney [1878] pp.17-18.

⁵³ Magee [1923a] p.351.

トン・マネーは急増している。ボストン・マネーの発行高は、1824年時点では179万6,601ドルであった。だが、翌1825年には377万536ドルへと激増した。その後は、394万2,651ドル(1826年) 368万1,665ドル(1827年) 444万5,600ドル(1828年)と、極めて高い水準で推移している(表5)。

この時期のボストン・マネーの発行総額の高揚は、ボストン所在諸銀行による利付銀行券の発行施策に起因する。利付銀行券の発行は、1825年から1828年まで実施された。The Suffolk Bankも例外なく発行している。表3を見ると、The Suffolk Bankの貸借対照表における「利付銀行券債務」の項目で、1825～1828年の4年間、その債務総額が計上されている。既述のように(本稿2.1)当時、マネー・ブローカーが地方銀行の在ボストン代理人と化し、フォーリン・マネーを利用した低利かつ簡便な要求払貸付を拡張させていた。この状況への対応動機が、第1期サフォーク・システムの出自にもなった。同じくこの状況に対し、地方銀行やマネー・ブローカーに流れた貸付顧客層を奪還する目的で、ボストン所在諸銀行が実施したもうひとつの苦肉の策が、利付銀行券の発行施策だったのである⁵⁴。なお、利付銀行券の発行は、1829年制定のマサチューセッツ州包括銀行法(本稿3.4で後述)で禁止される。

システム変革後の第4の変化は、信用連鎖に特有の、システムミック・リスクの現実化が防衛された点である。

システムミック・リスクとは、与信者たる金融機関が支払不能に陥ると、その与信者が振り出した信用貨幣の保有者も連鎖的に損失を被る、その損失リスクを指

す。変革後の第1期システムでは、The Suffolk Bankが、<The Associated Banks>各行との協力のもと、支払不能に陥りそうな危険な発行元の銀行券を、いち早く市中から買い取って集中決済した。この対応で、システムミック・リスクの波及を防衛したのである。その具体例が、1825年夏のThe Eagle Bank of New Heavenの件である。

The Eagle Bank of New Heavenは、1811年創設の、コネチカット州ニューヘブン(New Heaven)所在の州法銀行である。資本金総額は50万ドルであった。1825年夏、The Suffolk Bankは、The Eagle Bank of New Heavenの財務状況の悪化を察知する。そして<The Associated Banks>各行との協力のもと、The Eagle Bank of New Heavenの銀行券(約13万2,000ドル分)を市中から集中的に買い取って銷却した。この対応は、The Eagle Bank of New Heavenが破綻を宣告されるまでの数ヶ月間で、短期集中して実施された。この迅速な対応で、The Eagle Bank of New Heavenの銀行券保有者に降り懸かるろうとしたシステムミック・リスクの現実化を、事前に防衛できたのである⁵⁵。

このように、変革後の第1期サフォーク・システムでは、多数の銀行が参加し、The Suffolk Bankに銀行間預金の集中化を齎した。また、The Suffolk Bankは、<The Associated Banks>各行との協力のもと、NE市中の通貨価値を安定化させ、信用秩序の管理を実現した。変革後の第1期システムの運営を通じ、The Suffolk Bankに「銀行間の上位に立つ銀行」としての性格が芽生えてきたのである。

⁵⁵ Hale [1826] pp.13, 21.

⁵⁶ The Eagle Bank of New Heavenの破綻は、コネチカット州初の銀行破綻であった。Parsons [1935] p.7.

⁵⁴ Trivoli [1979] p.10.

だが、順調さを見せるサフォーク・システムの背後に、システム動揺の影が忍び寄り。

3.3 システム内外の確執

サフォーク・システムの動揺は、システム内外で噴出する。一方は、The Suffolk Bank と <The Associated Banks> 各行との確執である。他方は、The Suffolk Bank とシステム不参加の地方諸銀行との確執である。

(a) <The Associated Banks> との確執

まず、The Suffolk Bank と <The Associated Banks> 各行との確執から、見てゆこう。

<The Associated Banks> 各行は、The Suffolk Bank と協力関係を確認した際、「市中から消失するまで地方銀行券の買取・銷却業務を永續させる」と申し合せていた(本稿 2.1 参照)。だが、この申合せとは裏腹に、<The Associated Banks> 各行に、地方銀行券の消滅の見通しは暗く自行の利益にならない、という悲観的認識が広がり始めた⁵⁷。

上述のように(本稿 3.2)、サフォーク・システムの運営を通じ、確かに、既存の地方諸銀行の発券総額は減少してきた。だが、一方で、マサチューセッツ州では、ボストン近郊のケンブリッジ(Cambridge)・チャールズタウン(Chalestown)・ロックスパリー(Roxbury)などに、州法銀行が続々と新設される⁵⁸。新設の州法諸銀行は、発券に偏重した与信業務を展開した。この結果、マサチューセッツ州所在の地方諸銀行の発券総額が、総じて増大した。1824

年から 1827 年までの間に、ボストン域外の地方銀行数が、25 行から 45 行へと激増している(表 5)。これに呼応して、マサチューセッツ州所在の地方諸銀行の発券総額が、204 万 6,041 ドル(1824 年)から、298 万 3,659 ドル(1827 年)へと増大した(表 5)。この態様を眼前にして、<The Associated Banks> としての銀行券銷却の協調行動に疑問を感じる銀行が顕れ始めたのである。

1824 年 5 月末の第一期システムの運営開始後 1 年も経たずに、<The Associated Banks> から、The Union Bank と The Massachusetts Bank とが脱退した。両行とも、老舗のボストン所在銀行である。

The Union Bank は、1824 年 9 月 3 日、<The Associated Banks> からの脱退を決めた。既述のように(本稿 2.1)、<The Associated Banks> からの脱退の際には 30 日間の事前予告通知期間を置くことが義務付けられていた。これに従い、The Suffolk Bank に脱退決断を報告後、同年 10 月 4 日に正式脱退した。

The Massachusetts Bank は、1824 年 12 月 27 日、自行役員会で脱退を決め、The Suffolk Bank に報告する。翌 1825 年 1 月 27 日に正式脱退した⁵⁹。実は、The Massachusetts Bank は、<The Associated Banks> への参加期間中、<The Associated Banks> の全体目的に反する姿勢を執っていた。独自の業務判断で、地方銀行券の受取・購入を実行していなかったのである⁶⁰。

The Massachusetts Bank が <The Associated Banks> からの脱退を決断した要因は、以下 3 点に集約される。

第 1 点は、最古参のボストン所在銀行

⁵⁷ Appleton [1831] p.23.

⁵⁸ Appleton [1831] p.18.

⁵⁹ Gras [1937] p.436.

⁶⁰ Gras [1937] p.117.

としての沽券にかかわる点である⁶¹。

The Massachusetts Bank は、古くから、減価銀行券の横行に鋭い問題意識を持ち、自発的かつ主導的に対策組織を試みてきた⁶²。過去の実績に基づく自負が、後進の The Suffolk Bank に対する競争心を煽ったのではないか。<The Associated Banks> を通じ大規模の銀行券銷却システムを運営する The Suffolk Bank を眼前に、<The Associated Banks> と訣別し、独自の展開を決断したと考えられる。

第2点は、顧客層の違いである。

The Massachusetts Bank の顧客や取引先は、主にボストン市中で取引を行なう人々であった。あとは、ペンシルベニア州フィラデルフィアや国外で取引を行なう人々であった。フォーリン・マネーを支払手段に利用する顧客層が皆無に近かったのである。<The Associated Banks> ないしサフォーク・システムに参加し続けられれば、3万ドルもの無利子の「永久預託金」を、準備として The Suffolk Bank に置き続けざるをえない。だが、フォーリン・マネーを利用する顧客層は皆無に近い。無利子の準備が The Suffolk Bank に置かれ続けられれば、その分だけ自行保有の準備は減る。自行の保有準備が減れば、The Massachusetts Bank 自身が抱える顧客層に対して、貸付可能な資金総額を削ぐことになる。従って、非効率で減益を招く。以上の経営判断が働いたのである⁶³。

第3点は、高い配当率である。

表4によれば、The Massachusetts Bank は、1822年から1826年までの間、平均6%強の年次配当を出し続けている。他方、The Suffolk Bank は、同じ期間、平均5%

強の年次配当であった。従って、The Suffolk Bank を上回る財務内容を誇っていた。この裏付けが、<The Associated Banks> の脱退を後押ししたと思われる。

The Union Bank と The Massachusetts Bank との脱退後、<The Associated Banks> の確執を更に助長する2つの事件が発生する。

第1の事件は、「見返条件」をめぐる確執である。

1825年5月16日、地方銀行券の額面通りの買取をめぐる取り決めが、<The Associated Banks> 各行と The Suffolk Bank との間で結ばれた(本稿3.1)。この締結の際に The Suffolk Bank が出した「見返条件」が、<The Associated Banks> に亀裂を齎したのである。

「見返条件」とは以下の内容であった。まず、The Suffolk Bank が地方銀行券を<The Associated Banks> 各行から額面通りに買い取った際には、買取金額と同額分の準備を即座に The Suffolk Bank に入れて補填する義務を課す。更に、この義務期間は、原則60日間とするが、現在30万ドルの共同出資で賄われるサフォーク・システムの業務運営資金(本稿2.1)について、20万ドルの追加出資に協力しなければ、その義務期間を最長1年間にまで延長する。<The Associated Banks> 各行は、この「見返条件」を一方向的に突き付けられたのである。

第2の事件は、臨時報酬の抛出をめぐる確執である。

既述の如く(本稿3.2)、変革後の第期システムでは、銀行券の買取総額が激増し、銀行券の選別・銷却業務が繁忙となる。銀行券の選別・銷却業務を担当したのは、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局である。The Suffolk Bank は、1825年11月初頭、フォーリン・

⁶¹ Gras [1937] p.104.

⁶² 大森 [2002] 2 を参照。

⁶³ Gras [1937] p.104. 高橋 [1974] p.73.

マネー担当部局に、総額7万ドルの臨時報酬の供与を決定した。だが、そのうち6万ドル分の拠出を、<The Associated Banks> 各行に求めたのである⁶⁴。

上記2つの事件を通じ、<The Associated Banks> 各行のThe Suffolk Bankへの不満が募ってゆく。1826年3月14日のThe Suffolk Bankの役員会では、<The Associated Banks> 各行が、「協同行動に対する便益が、「永久預託金」や運営資金などThe Suffolk Bankに対する拠出に見合っていない」と不満を漏らしている点が報告された⁶⁵。結局、1826年末までに、<The Associated Banks> としての協調関係は全面破棄された。<The Associated Banks> 各行は、サフォーク・システムへの参加を継続するか否か、選択を迫られたのである。

(b) システム不参加の地方諸銀行との確執

次に、The Suffolk Bank とシステム不参加の地方諸銀行との確執を、明示する。

The Suffolk Bank は、システム不参加銀行の銀行券については、発行元に送還して、額面通りの兌換を直接迫っていた。この執拗な兌換請求に対し、システム不参加の地方諸銀行から、反発が生じた。彼らにとり、発券は有力な与信手段であり利益獲得手段である。それゆえ、兌換準備総額を大きく超えて発券する。だが、自行銀行券の集中的な兌換請求は、兌換

準備の払底をきたし、今後の支払・与信活動にも支障をきたす。従って、サフォーク・システムに反発し、自行銀行券の兌換請求に対する忌避を繰り返した。

例えば、The Hartford Bank によるサフォーク・システム批判が顕著である。The Hartford Bank (1792年創設) は、コネチカット州ハートフォード(Hartford)所在の老舗の州法銀行である。The Hartford Bank は、サフォーク・システムを「公正な制度であり、銀行券通貨による利益を不必要に縮減する」と、非難した⁶⁶。そして、The Suffolk Bank から請求された自行銀行券5万ドル分の兌換にしぶしぶ応じた後、「仕返し」を断行する。「仕返し」とは、まず、約19万ドル分ものボストン・マネーをかき集めて借入を行なう。そして、手にしたボストン・マネーを、発行元たるボストン所在諸銀行に兌換請求するものであった⁶⁷。

また、1826年1月16日には、サフォーク・システムに反感を抱く地方諸銀行の一部株主達が、ボストンのThe Boston Exchange Coffee House で集会を開く⁶⁸。

この集会の座長には、マサチューセッツ州所在の地方銀行、The Lanesbrough Bank の有力株主、Henry Shaw が選出された。書記には、同じくマサチューセッツ州所在の地方銀行、The New Bedford Bank の有力株主、Thomas Rotch が選出された。更に、決議文の起草のために、座長・書記のほか1名の代表委員(The Uxbridge Bank の株主) が選出され、計3名の執行部が編成される。決議文は、以下5点の内容で構成された。

⁶⁴ Whitney [1878] pp.16-17.

⁶⁵ Mullineaux によれば、1826年3月14日付のThe Suffolk Bank の役員記録にこの点が記されている。Mullineaux [1987] p.890. サフォーク・システムに参加し続けたボストン所在諸銀行は、The Suffolk Bank に対し、システム参加への不便宜を、その後も抗議し続ける。その結果、次第に、The Suffolk Bank への永久預託金の最低金額(3万ドル)の漸次引き下げを勝ち取ってゆく(最終的には、1835年、5,000ドルまで引き下げられる)。

⁶⁶ Dewey [1910] p.85.

⁶⁷ Lake [1947] p.192.

⁶⁸ The Boston Exchange Coffee House については、大森 [2002] 6 を参照。

< Allied Banks >⁶⁹が求める施策を、各地域の最善利益に照らして敵対的なものだと考える。また、強制的かつ不自然に通貨を導入されるべく意図されたものだと考える。

各地方銀行や各地域にとり不正なシステムに対抗すべく、地方銀行によるあらゆる連帯活動の実施を誓う。

上記内容を達成すべく、各地方銀行の役員に対し、The Suffolk Bank や < Allied Banks > 各行から直ちに預金を引き出すよう勧告する。その後は、各自窓口のみでの銀行券銷却の実施を勧告する。

各地方銀行の頭取に、< Allied Banks > による施策が続く限り、上記の遂行と、ボストンに滞留する自行銀行券を減らす別の方策の導入とを勧告する。

決議文は、座長と書記とで署名されて公刊され、マサチューセッツ州や近隣諸州の多数の銀行に伝達される。今後の連帯・列席を要請し会合を閉幕する⁷⁰。

上記の決議文は、2日後の1月18日に満場一致で採択される。だが、一部株主達によるこの決議内容は、当事者たる地方諸銀行に十分に受諾されず、失敗に終

わった⁷¹。

他方、マサチューセッツ州所在の一部の地方諸銀行は、新規銀行の特許請願運動を起こした。これは、サフォーク・システムに対抗すべく、サフォーク・システムと同等の機能を齎す新規州法銀行の創設を目論んだものである。特許交付が、マサチューセッツ州議会に請願された。請願の発端は、幾つかの地方紙が、地方諸銀行によるサフォーク・システム反対同盟の組成を扇動したことにある⁷²。

更に、The Worcester Bank と The Suffolk Bank とで、争議が生じた。

The Worcester Bank は、マサチューセッツ州ウスター (Worcester) 所在の地方銀行である。1826年7月26日、The Worcester Bank は、The Suffolk Bank から自行銀行券4万8,000ドル分を兌換請求される。当時 The Worcester Bank は、ボストン所在の The New England Bank に約3万9,000ドルの当座預金を置いていた。そこで、兌換請求にこの当座預金での決済で応じようと、The Suffolk Bank に対し、The New England Bank 宛ての小切手を振り出す。だが、The New England Bank は、The Suffolk Bank の最大の競争相手である。The Suffolk Bank は、The Worcester Bank に対し、The New England Bank に置く他行預金を全額自分の所に移管する点を確約すれば、その小切手による決済を認める、と応答する。The Worcester Bank はその応答を断り、ひとまず2万8,000ドル分を正貨で決済しようとした。ところが、The Suffolk Bank はこの対応を拒否し、The Worcester Bank の所有不動産を差し押さえようとしたのである。

両行の争議は、The Suffolk Bank が The

⁶⁹ < Allied Banks > については、本稿脚注36を参照。

⁷⁰ Hale [1826] pp.23 24.

⁷¹ Redlich [1947] p.73.

⁷² Hale [1826] p.26.

Worcester Bank を告訴する形で、訴訟に発展する。この訴訟は、1827年3月にボストンで開かれる(本稿3.4で後述)訴訟では、The Suffolk Bank が、一括での正貨兌換を主張し、The Worcester Bank が、小切手による決済の是認を主張した⁷³。

このように、システム不参加の地方諸銀行とThe Suffolk Bank との間に、確執が頻発する。この頃、サフォーク・システムに反発する地方諸銀行は、The Suffolk Bank を「The Six-tailed Bashaw (6本の尻尾を持つお偉方)」と揶揄した。「6本の尻尾」とは、<The Associated Banks> 各行のことを指す。また、The Suffolk Bank を含む<The Associated Banks> 自体を、「Holly Alliance (神聖同盟)」と形容し非難した⁷⁴。「Holly Alliance」という文句の由来は、<The Associated Banks> 各行がThe Suffolk Bank に置いた、総額3万ドルの無利子の「永久預託金」にある。無利子での預託が、「神」(=The Suffolk Bank)への献呈」と喩えられたのである⁷⁵。

3.4 公権力の後援

上記の如く、1826年末に、<The Associated Banks> は破棄される。<The Associated Banks> 各行は、システムに残るか否かを迫られた。システム脱退を決めたボストン所在諸銀行は、各々独自に地方諸銀行と準備預託関係を結び、銀行券の受取・購入・銷却業務を個別に展開

する。この瞬間から、サフォーク・システムは、単独銀行(The Suffolk Bank)による単独事業として運営される。

<The Associated Banks> の破棄と単独でのシステム運営を予見し、自らの財務基盤の再編を試みた行動だったのか。The Suffolk Bank は、1826年に入って、マサチューセッツ州議会に増資(現行50万ドル 100万ドル)を申請していた。議会審議では、100万ドルへの増資は行き過ぎとされ、結局、75万ドルへの増資が認められた。関連して、同年4月、The Suffolk Bank は、ロンドン国際金融市場における手形・外国為替取引業務を全面停止する。これは採算不都合による決断であった⁷⁶。この業務は、The Suffolk Bank の利益源泉 3本柱のひとつであったが(本稿1.2) その柱をひとつ無くしたわけである。

The Suffolk Bank が単独でサフォーク・システムを展開する。これは、The Suffolk Bank が、「(システム参加)銀行間の上位に立つ銀行」に、名実共に就いたことを意味する。The Suffolk Bank 単独のシステム展開を後援するように、各種公権力による対応が、時宜に合う形で3点頭れた。

第1点は、The Suffolk Bank とThe Worcester Bank との争議(本稿3.3)をめぐる訴訟判決である。1827年3月、マサチューセッツ州最高裁は、The Suffolk Bank の全面勝訴という司法判断を示した。システム不参加銀行券の全額正貨兌換を発行元に執拗に請求する。The Suffolk Bank によるこの行為が、司法上の正当性を得られたのである。これは、サフォーク・システムの運営方針を司法が是認するという、重要な意味を持った。

⁷³ Magee [1923b] pp.433-445. Spahr [1926] pp.76-77. Helderman [1931] p.31. なお、Dewey [1910] もこの争議に触れられている。そのなかで、The Suffolk Bank が兌換請求したThe Worcester Bank の銀行券の総額を、3万8,000ドルと明示される。だがこれは、4万8,000ドルの誤りだと思われる。Dewey [1910] p.85.

⁷⁴ Whitney [1878] p.15.

⁷⁵ Hale [1826] p.16.

⁷⁶ Whitney [1878] p.6.

第2点は、マサチューセッツ州所在の一部の地方諸銀行による、新規銀行の特許請願をめぐってである(本稿3.3参照)。この請願の不受理を、州議会が決めたのである。既述の通り、新規銀行の請願目的は、The Suffolk Bank に対抗すべくそれと同等機能を持つ銀行の創設にあった。この請願却下は、The Suffolk Bank ないしサフォーク・システムに対抗するシステムの設置を認めない、と、州議会が判断したことを意味する。

州議会のサフォーク・システム支持に対し、1828年、J.G.Carney を中心とする反発運動が起きた。J.G.Carney は、マサチューセッツ州所在の地方銀行、The Lowell Bank の出納係であった。彼は、自行の払込資本金総額が僅か5万ドルなものにも拘わらず総額5,000ドルもの預金を迫ったThe Suffolk Bank に、憎しみを抱く⁷⁷。そして、サフォーク・システムに反対する諸銀行を結集し、自分達の手によるボストン所在銀行の創設を声高に提唱した。だが、それ以上の進展はなく、地方諸銀行による「反サフォーク・システム」の嵐は、ひとまず沈静化した。

第3点は、1829年マサチューセッツ州包括銀行法の制定である。この法律は、サフォーク・システム反発運動が漸く落ちついた、1829年2月28日に制定された。立法化の意図は、以下にあった。それは、The Suffolk Bank も含め、殆どのマサチューセッツ州法銀行が1831年10月1日で特許期限を迎える状態にあった。従って、特許更新を控えた既存銀行と、1831年10月1日以降に新設される諸銀行とへの適用が見込まれたのである。

1829年州包括銀行法がサフォーク・システムに寄与したと考えられる条項は、

以下3点である。発券規制(「各州法銀行の発券総額 = 資本金総額の125%以内」)、利付銀行券の発行禁止。「他行への債権」総額の規制(「各州法銀行の「他行への債権」総額 = 資本金総額の200%以内」)⁷⁸。これらの規制は、各銀行の過剰発券に伴う与信膨脹傾向に一定程度の歯止めをかけ、市中に放たれる銀行券の総額自体を抑制する効果を持つ。従って、サフォーク・システムで買い取った各種銀行券について、兌換請求時のデフォルト・リスクを量的に軽減する社会的効果を齎したのである。

なお、The Suffolk Bank の貸借対照表(表3)で、「利付銀行券債務」の項目が、1829年8月1日時点以降、計上されていない。これは、この州包括銀行法の制定による影響である。

4. イングランド銀行・第2次合衆国銀行との関係

以上のように、サフォーク・システムは、1810年代末に生成され、1820年代に、紆余曲折しながら育まれた。この過程で、The Suffolk Bank は、各種銀行券の買取・選別・銷却業務を通じ、多数の銀行と準備預託関係を結ぶ。その結果、銀行間預金の集中化が齎される。また、各種銀行券の額面通りの決済が確実視されることで、銀行券通貨の価値安定化が齎される。こうして、サフォーク・システムないしThe Suffolk Bank は、早くも1820年代に、NE に中央銀行機能を限定的ながら付与する機関として、その性格を帯びてきたのである。

では、同じく1820年代に中央銀行機能が未熟ながら齎された他の諸機関と、サ

⁷⁷ Redlich [1947] p.75.

⁷⁸ Conant [1909] pp.361-362.

フォーク・システムとは、どういう関係にあったのか。以下、イングランド銀行ならびに第2次合衆国銀行と、サフォーク・システムとの関係を論究する。

4.1 イングランド銀行との比較

サフォーク・システムの運営を介し、各銀行から、商業・決済中心地たるボストン所在のThe Suffolk Bankに、準備ないし銀行間預金が集中化される。この事態は1820年代半ばまでに明瞭に顕れた。これは、奇しくも、イギリスで、イングランド銀行への準備集中が顕れたのと同時期にあった。

イギリスでは、1825年恐慌を機に、ロンドン所在の個人銀行家達が、イングランド銀行への準備保有を進める。彼らは、金融逼迫時の緊急の資金調達方法に、元来、イングランド銀行への手形再割引請求を利用していた。それが、恐慌を機に、準備保有に移行し始めたのである。準備手段は、イングランド銀行券と金とであった。準備方法は、2点から成った。一部は、準備手段たるイングランド銀行券ならびに極少量の金を常時手許に置く。更に一部は、イングランド銀行に預金勘定として置いた⁷⁹。

では、市中での発券集中傾向に関し、イングランド銀行とサフォーク・システムとの相違点はどこにあるのか。

まず、イギリスでは、ロンドン所在の個人銀行家達による手許準備として、イングランド銀行券の重要性が極めて高くなる。ロンドン市中銀行間では、イングランド銀行の発券集中が齎される。既に18世紀末に、ロンドン所在諸銀行は発券をやめていたのである。但し、ロンドン域外の地方諸銀行で発券が継続された。

このため、市中でのイングランド銀行券の独占は未だ示されなかった。だが、ロンドン市中を中心に、信用貨幣としてのイングランド銀行券への社会的信認は、如実に高まっていたのである。イングランド銀行券が法貨となり、強制通用力を付与されるのは、後の1833年である⁸⁰。

他方、サフォーク・システムでは、各種銀行券の兌換準備を名目に、The Suffolk Bankに準備が集中する。だが、システム参加諸銀行が、The Suffolk Bankの銀行券を有力な準備手段として扱っていたかどうかは定かでない。また、ボストン所在諸銀行・地方諸銀行共に、発券による与信を継続する。The Suffolk Bankに発券集中傾向は見られていない。従って、ロンドン市中ではイングランド銀行券が寡占性を帯びたのに対し、The Suffolk Bankの銀行券はボストン市中で寡占性を帯びていない。以上が相違する。

とはいえ、イングランド銀行の準備集中動向とサフォーク・システムの展開との時期が、軌を一にする。これは、NEで独自に展開を遂げたサフォーク・システムがいかに先進性を帯びていたかを裏付けるものである。

4.2 第2次合衆国銀行との関係

次に、第2次合衆国銀行とサフォーク・システムとの関係を見てゆこう。

第2次合衆国銀行は、1816年に連邦法に基づいて創設された半官半民の銀行である。創設目的は、米英戦争によるインフレへの懸念から、連邦単位での通貨・信用管理の実践にあった。かつての第1次合衆国銀行と同じく、支店制を執り、連邦各地をほぼ網羅する形で、与信・貨幣取扱業務を展開した。NEでも、第1

⁷⁹ 金井 [1989] pp.20-21.

⁸⁰ 金井 [1989] pp.33-34.

次合衆国銀行の時と同様、ボストン支店を中心に業務展開される。

第2次合衆国銀行もまた、サフォーク・システムとほぼ同様の作業を、連邦単位で、支店制を基盤に展開した。すなわち、各州に濫立した州法諸銀行が濫発する各種銀行券を、集中的に買い取って銷却する作業を展開した。これにより、健全な銀行券通貨の供給・維持に寄与したのである。とはいえ、サフォーク・システムは、グロス決済方式からネット決済方式へと高度化を遂げる（本稿3.1）。他方、第2次合衆国銀行による州法銀行券の集中買取・銷却システムは、グロス決済方式のまま展開され続けた。多種多量の銀行券の集中決済に関しては、サフォーク・システムのほうが効率性を備えていたのである。

第2次合衆国銀行とサフォーク・システムとは、相補的ではなく拮抗した業務関係にあったと考えられる。その根拠は3点ある。

第1に、合衆国銀行と州法銀行との立場関係である。

連邦単位で展開される合衆国銀行は、第1次・第2次共に、州法銀行を制御できる存在までには成り得なかった。むしろ、古くから両者は熾烈に競合した。特にNEでは、早くも18世紀末の段階で、ボストンでの州法銀行券・合衆国銀行券の兌換作業で、ボストン所在の州法銀行、The Massachusetts Bankが、第1次合衆国銀行ボストン支店に協調を強いていたほどである⁸¹。

第2点は、施策代表者間の確執にある。

第2次合衆国銀行は、1823年以降、業務規模が飛躍的に拡張する。これは、合衆国銀行第3代総裁、Nicholas Biddleの

⁸¹ 大森 [2002] 2 を参照。

手腕による。Biddleによる拡張施策は、第2次合衆国銀行に連邦単位の中央銀行機能を一層高めさせる契機となった⁸²。

Biddleによる合衆国銀行の展開に批判的だったのが、「ボストン・アソシエイツ」の代表格、Nathan Appletonである。Appletonは、ボストン所在諸商人の私益性に根ざした銀行券通貨の管理を、自発的に試みてきた。米英戦争を介し「ボストン・アソシエイツ」の代表格となり、The Suffolk Bankを創設しサフォーク・システムの実践に寄与する。そしてシステムの運営を通じ、銀行券通貨の減価防衛を地域単位で実践した張本人である。

AppletonによるBiddle批判の要点は、通貨膨脹にあった。Appletonによれば、Biddleによる合衆国銀行の拡張施策は合衆国銀行券の過剰発行を生む。この利己的な過剰発券による通貨膨脹は、1826・1829・1832年の各パニックの前触れたる経済過熱を誘発した。従って、Biddleが「通貨の番人・調整者」の責務を担っているのかは疑わしく、むしろ国民にとって「不敵なナビゲーター」だと、批判したのである⁸³。

第3点は、第2次合衆国銀行券の地域別流通高での差異にある。

表10は、Biddle総裁以降の第2次合衆国銀行における、合衆国銀行券の地域別流通高を示している。これによれば、開発途上の西部地域を除き、NEでの流通高が、他の諸地域に比して極めて低い。また、時間軸に沿った流通高の伸張も、他の諸地域に比して低い。この態様は、2

⁸² Hammond [1957] p.300. 寺地 [1990] p.118. 秋元 [1995] は、Nicholas Biddleによる第2次合衆国銀行の経営方針が、「サフォーク・システムのなやり方を全国の地方支店に適用したものであった」と形容される。秋元 [1995] p.78.

⁸³ Appleton [1841] pp.38-39.

つの事柄を示す。1つは、NEにおける第2次合衆国銀行の貸付業務の伸び悩みである。もう1つは、支払手段としての第2次合衆国銀行券の利用が、NEでは敬遠された点である。サフォーク・システムの運営に基づく、価値の安定化した州法銀行券の流通が、他の諸地域では有力な信用貨幣たりえた合衆国銀行券の不必要・排斥傾向を促した、と考えられる。

上記の、第2次合衆国銀行との関係性を鑑みるに、サフォーク・システムの新たな意義が浮上する。それは、サフォーク・システムが、連邦主義に基づく金融機関の介入から、州・地域単位での金融統治の自主性・自立性を守る有力な枠組みであり、そうした守護の象徴だった、という点である。この場合の自主性・自立性とは、ボストン所在の諸商人や諸銀行による、私的な経済的利害に根ざした、州・地域単位での自主性・自立性である。

第2次合衆国銀行とThe Suffolk Bankとは、共に、各自の業務範囲となる圏域を対象に、銀行券の集中決済を通じ、通貨・信用秩序を管理しうる存在であった。それが、NEでは、両者の展開が衝突し拮抗した状態にあったのである。第2次合衆国銀行は、支店制を駆使して業務規模・範囲を拡張させても、各地の州法諸銀行を完全に統轄する立場には成り得なかった。これを尻目に、サフォーク・システムのほうは、兌換準備を名目に銀行間預金の集中化を実現させる。The Suffolk Bankは、多数の他行預金を抱え、「銀行間の上位に立つ銀行」としての性格を備えつつあった。サフォーク・システムは、連邦単位と比較すれば、NEという狭隘な圏域においてではあるが、「銀行間組織」という点で、第2次合衆国銀行を凌ぎうる高度な組織性を備えたのである。The Suffolk Bankは、第2次合

衆国銀行とは拮抗した関係を保ちつつ、NEで独自に中央銀行機能を醸成させてゆくのである。

結語

本稿では、サフォーク・システムの生成過程を解明してきた。考察内容を以下にまとめておこう。

「ボストン・アソシエイツ」により、The Suffolk Bankが創設される。銀行券仲買業務での利益獲得を動機に、銀行券仲買・銷却の体系組織が編まれる。これが、第1期サフォーク・システムであった。だが、The Suffolk Bankは減益の一途を辿る。システムは一時停止されるが、市中での地方銀行券の流通高が下がると再開される。再開後のシステムでは、市中の銀行券を、各種リスクを問わず一括大量に購入する。短期的な仲買利益の追求から距離を置き、通貨・信用秩序の安定化を念頭に置く、社会性を帯びたシステムへと転回を始めたのである。

市中での地方銀行券の氾濫と貸付業務の減益を通じ、The Suffolk Bankは他のボストン所在銀行の有志（<The Associated Banks>）と協調して、私益防護のためのフォーリン・マネー対策組織を改めて画策する。これが、第2期サフォーク・システムであった。

第2期システムでは、参加銀行数と他行預金の取扱とを増やし、The Suffolk Bankへの準備ないし銀行間預金の集中化を導く。各種銀行券の決済方式も、グロス決済方式からネット決済方式へと変革される。システム運営を通じ、多種多量の銀行券を額面通りに集中決済し、市中銀行券の通貨価値と信用秩序との安定化に寄与する。「（システム参加）銀行間の上位に立つ銀行」としての性格が、The Suffolk Bankに芽生える。だが、背後で、

<The Associated Banks> 各行との関係は軋み、システム不参加の地方諸銀行とは、銀行券の執拗な兌換請求をめくり、確執を生む。<The Associated Banks> は破棄され、The Suffolk Bank 単独のシステム運営へと変わる。名実共に「(システム参加)銀行間の上位に立つ銀行」となった The Suffolk Bank を後援しうる、各種公権力による司法判断や法制度の導入が進んだ。

1820年代、The Suffolk Bank は、NEで、限定的ながらも中央銀行機能を付与する機関と化し、イングランド銀行の準備集中と時期を同じくするほどの先進性を帯びた。また、当時、連邦単位で限定的ながら中央銀行機能を付与した第2次合衆国銀行とは、相補的ではなく拮抗した関係にあった。これは、サフォーク・システムが、連邦主義に基づく金融機関の介入から、州・地域単位での金融統治の自主性・自立性を守る有力な枠組みとしての性質を帯びたことを惹起させる。

かくして、The Suffolk Bank は、サフォーク・システムの展開を通じ中央銀行機能を芽生えさせた。その後、The Suffolk Bank は、1830年代を通じ、更にその機能を育成させることになる。この過程の分析は、今後の課題である。

参考文献

Appleton, Nathan [1831] *An Examination of the Banking System of Massachusetts*. Stimpson & Clapp.
Appleton, Nathan [1841] *Remarks on Currency and Banking*. Charles C. Little & James Brown .
Catterall, R.H. [1902] *The Second Bank of the United States*. The University of Chicago Press.
Chadbourne, W.W.[1936] *The Banking History in Maine 1799-1930*. University Press.
Conant, C.A[1909] *A History of Modern Banks of Issue: with an account of the economic crises of*

the 19 th century and the crisis of 1907. G.P.Putnum Sons.

Dalzell, R.F. [1987] *Enterprising Elite*. Harvard University Press.

Dewey, D.R.[1910] *State Banking before the Civil War*. U.S.Government Printing Office. (National Monetary Commission) .

Gras, N.S.B. [1937] *The Massachusetts First National Bank of Boston 1784-1934*. Cambridge., Mass.

Hale, Nathan [1826] *Remarks on the Banks and Currency of the New England States , in which an attempt is made to show the Public Benefit resulting from the System pursued by the Allied Banks of Boston*. Boston.

Hammond, Bray [1957] *Banks and Politics in America from Revolution to the Civil War*. Princeton U.P.

Helderman, L.C.[1931] *National and State Banks*. Boston.

Hunts' Merchants' Magazine [1841] Vol.5.

Lake, W.S. [1947] " The End of the Suffolk System. " *Journal of Economic History*. Vol.7.

Lamoreaux, R.E. [1994] *Insider Lending*. Cambridge University Press.

Magee, J.D. [1923a] *Materials for the Study of Banking*. Prentice-Hall Inc.

Magee, J.D. [1923b] " Historical Analogy to the Fight against Par Check Collection. " *The Journal of Political Economy*. Vol.31.

Mullineaux, D.J. [1987] " Competitive monies and the Suffolk Banking System: A contractual perspective. " *Southern Economic Journal* 53.

Nussbaum, Arthur[1957] *A History of the Dollar*. Columbia University Press.

Parsons, Frasis [1935] *The History of Banking in Connecticut*. Yale University Press.

Paul, Studenski & Krooss,H.E. [1963] *Financial History of the United States*. Mcgraw-Hill Book Co.

Redlich, Fritz [1947] *The Molding of American*

- Banking*. Vol. . New York: Hafner.
- Rufener, L.A. [1934] *Money and Banking in the United States*. Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd.
- Rolnick, A. J. & Weber, W.E. [1983] “ New Evidence on the Free Banking Era. ” *The American Economic Review* Vol.73.No.5.
- Rolnick, A.J. & Weber, W.E[1998] “ The Suffolk Banking System Reconsidered. ” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Reserch Department., Working Paper 587D*.
- Rolnick, A. J., Smith B.D., & Weber, W.E. [1998] “ Lessons From a Laissez-faire Payments System: The Suffolk Banking System (1825 1858). ” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*. Vol.22. No.3.
- Rolnick, A.J., Smith B.D., & Weber, W.E. [2000] “ The Suffolk Bank and the Panic of 1837. ” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*. Vol.24. No.2.
- Samuelson, P.A. & Krooss, H.S. [1969] *Documentary History of Banking and Currency in the United States*vol. . Chelsea House Publishers.
- Shultz, W.J. & Caine, M.R. [1937] *Financial Development of the United States*. Prentice -Hall. Inc.
- Spahr, W.E.[1926]*The Clearing and Collection of Checks*. The Bankers Publishing Co.
- Trescott, P.B. [1963] *Financing American Enterprise: the story of Commercial Banking*. Harper & Row.
- Trivoli, George[1979]*The Suffolk Bank : A Study of a free-enterprise clearing system*. Adam Smith Institute.
- Weber, W.E. [1999] “ Balance Sheets for U.S. antebellum state banks. ” *FRB of Minneapolis. ReserchDepartment*.<http://woodrow.mpls.frb.fed.us/research/economists/wewproj.html>.
- White, G.T.[1955]*A History of the Massachusetts Hospital Life Insurance Company*. Harvard University Press.
- Whitney, D.R. [1878] *The Suffolk Bank*. The Riverside Press.
- 秋元英一 [1995] 『アメリカ経済の歴史 1492 1993』、東京大学出版会。
- 石崎昭彦[1962] 『アメリカ金融資本の成立』、東京大学出版会。
- 稲田公範[1976] 「国法銀行制度成立の経済的意義について(一)」、『商経論叢』(九州産業大学) 17 2.
- 植藤正志[1984] 「マサチューセッツ病院生命保険会社の投資政策」、『岡山商大論叢』(岡山商科大学) 20-1・2.
- 大森拓磨[2001] 「サフォーク・システムの歴史の実験とその意義」、『Discussion Paper Series (東京大学) CIRJE-J-53
- 大森拓磨[2002] 「サフォーク・システムの起源」、『金融経済研究』(日本金融学会) 18. 掲載予定。
- 金井雄一[1989] 『イングランド銀行金融政策の形成』、名古屋大学出版会。
- 楠井敏朗[1970] 「アメリカ産業革命と金融構造」、『経済学論集』(東京大学) 35 2.
- 佐合紘一 [1999] 「サフォーク・システムの生成と崩壊」、『経営研究』(大阪市立大学) 50 1.
- 佐合紘一 [2001] 「ニューイングランド初期商業銀行と繊維株式会社」、『経営研究』(大阪市立大学) 52 3.
- 塩谷安夫 [1975] 『アメリカ・ドルの歴史』、学文社。
- 高橋克巳[1974] 「アメリカ銀行制度の初期的展開(三)」、『東北学院大学論集 経済学』(東北学院大学) 64.
- 寺地孝之[1990] 「第二合衆国銀行の中央銀行機能」、『経済学論究』(関西学院大学) 44 3.

表1 The Suffolk Bank創設時の株主一覧

人名・企業名	保有株数	人名・企業名	保有株数	人名・企業名	保有株数	人名・企業名	保有株数
Nathan Appleton	300	Samuel Hubbard	100	Augustine Heard	50	Samuel K. Williams	30
Ebenezer Fransis	300	Caleb Loring	100	Barnabas Hedge	50	Jeffrey Richardson	25
Edmund Munroe	300	S.G. Williams & Co.	100	Robert & John Hooper	50	Luther Lawrence	25
Daniel P. Parker	300	Williams & Wood	100	A. & A. Lawrence	50	Henry H. Tuckerman	25
Patrick J. Jackson	300	William Appleton	50	Thos. & Edw. Motley	50	Jeremiah Fitch & Co.	20
William Lawrence	300	John Cunningham	50	W.S. Rogers	50	William Pratt	20
Gardiner Green	230	Pickering Dodge	50	Upham & Faulkner	50	Thaddeus Fiske	20
John W. Boot	200	Otis Everett	50	Alfred Welles	50	William Hammatt	20
William Payne	200	Perrin May	50	Eliphalet Williams	50	Charles Barnard	16
Israel Munson	184	William Prescott	50	John Wood	50	Charles Lowell	15
Josiah Bradlee	120	Dudley L. Pickman	50	Buffington & Thomas	40	Timothy Bigelow	10
Eben. & John Breed	100	Andrew Ritchie	50	Lunt & Leech	40	John Brooks	10
Nathan Bridge & Co.	100	Nathaniel P. Russell	50	Thomas Brewer	30	Joseph Chapin	5
Bordman & Pope	100	French & Tucker	50	Herry G. Rice	30	Benjamin Seaver	5
Marblehead Marine Insurance Co.	100	Henry Hubbard	50	John T. Reed	30	総計	5,000

出所) Whitney[1878]pp.4-5.

表2 The Suffolk Bank創設時の役員一覧

人名	保有株数	人名	保有株数
Ebenezer Fransis (頭取)	300	Samuel Hubbard	100
Daniel P. Parker	300	Andrew Ritchie	50
Patrick J. Jackson	300	Eliphalet Williams	50
William Lawrence	300	Ebenezer Breed	不明
Edmund Munroe	300	George Bond	不明
John W. Boot	300	Thomas Motley	不明

注) その後、有力株主のうち、Nathan AppletonやWilliam Appletonなども役員職に就いた。

出所) Whitney[1878]pp.4-5.をもとに作成。

表3 The Suffolk Bankの貸借対照表(1819-1830年) 単位:ドル

	資産項目				負債・資本項目							
	割引・貸付	正貨	他行銀行券	他行への債権	資産総額	銀行券債務	預金債務	利付銀行券債務	他行への債務	資本	剰余	負債・資本総額
1/1/1819	674,118.28	32,236.07	44,693.00		751,047.35	113,837.00	127,769.61			500,000.00	3,448.38	745,054.99
1/1/1820	633,376.79	134,503.72	129,622.00	56,546.74	954,049.25	146,322.00	250,933.37			500,000.00		897,255.37
6/1/1822	682,378.71	16,289.73	20,166.00	27,101.25	745,935.69	102,204.00	110,070.78			500,000.00		712,274.78
1/1/1823	616,635.80	47,246.09	72,116.00	97,181.09	833,178.98	135,389.00	186,980.19			500,000.00		822,369.19
6/1/1825	902,933.54	57,748.18	10,127.00	13,753.18	984,561.90	152,170.00	154,547.68	121,791.46	25,000.00	500,000.00	7,624.51	961,133.65
1/1/1826	759,247.08	75,383.26	393,960.00	147,726.11	1,376,316.45	235,190.00	62,982.21	42,531.00	524,180.28	500,000.00	11,432.96	1,376,316.45
5/1/1826	855,606.94	60,611.87	427,442.75	38,390.40	1,382,051.96	176,851.00	149,697.37	11,131.00	532,872.38	500,000.00	11,500.21	1,382,051.96
12/1/1826	946,816.09	136,073.03	355,551.50	120,947.78	1,559,388.40	186,503.00	85,901.50	1,310.00	517,735.12	750,000.00	17,938.78	1,559,388.40
5/1/1827	1,039,900.79	171,975.16	435,326.51	106,909.56	1,754,112.02	208,924.00	135,431.08	1,310.00	642,139.18	750,000.00	16,307.76	1,754,112.02
12/1/1827	1,020,291.99	156,225.81	517,488.21	148,821.48	1,842,827.49	192,608.00	202,349.54	1,310.00	674,447.90	750,000.00	22,112.05	1,842,827.49
5/1/1828	1,058,017.26	67,472.69	456,241.71	125,937.43	1,707,669.09	179,331.00	60,005.30	1,310.00	694,684.21	750,000.00	22,338.58	1,707,669.09
12/1/1828	1,045,935.67	65,534.43	522,813.19	115,618.67	1,749,901.96	135,279.00	106,680.52	1,310.00	749,132.44	750,000.00	7,500.00	1,749,901.96
8/1/1829	1,275,973.38	154,313.04	699,087.77	52,039.12	2,181,413.31	192,879.00	184,814.85		1,020,189.85	750,000.00	33,529.61	2,181,413.31
6/1/1830	1,371,252.77	172,621.21	768,429.73	81,110.83	2,393,414.54	188,733.00	266,104.59		1,171,202.68	750,000.00	17,374.27	2,393,414.54

注) 資産項目に「不動産」が入るのは、1831年以降である。

出所) Weber[1999].なお、Weber[1999]では、1820年1月1日時点での「負債・資本総額」が646,322ドルと記される。だが、これは、銀行券債務と資本金との総額に過ぎず、預金債務が加算されていない。

表4 The Suffolk Bankの準備率と年次配当率 1819-1830年.

準備率(%)				年次配当率(%)			
1/1/1819	13.3	12/1/1826	17.2	1818	1.5	1825	5.5
1/1/1820	33.9	5/1/1827	17.4	1819	7	1826	5.5
6/1/1822	7.7	12/1/1827	14.6	1820	7	1827	6
1/1/1823	14.7	5/1/1828	7.2	1821	5.5	1828	6
6/1/1825	12.7	12/1/1828	6.6	1822	5	1829	6
1/1/1826	8.7	8/1/1829	11	1823	5	1830	6
5/1/1826	7	6/1/1830	10.6	1824	5.25	-	-

註1) 準備率は本稿表3より作成。

準備率=正貨/(「銀行券債務」+「利付銀行券債務」+「預金債務」+「他行への債務」)

註2) 年次配当率の出所は、Martin[1871]pp.45-48.

また、当時、配当は年2度(4月1日・10月1日)支払われた。年次配当は2回の配当の合計。

表5 マサチューセッツ州所在諸銀行の銀行数と発券高(1818-1830年) 単位:ドル

	銀行数①	ボストン・マネー	銀行数②	フォーリン・マネー	総額		銀行数①	ボストン・マネー	銀行数②	フォーリン・マネー	総額
1818	7	1,142,116	20	1,538,361	2,680,477	1825	14	3,770,536	27	2,223,728	4,091,411
1819	7	1,167,682	21	1,396,375	2,564,057	1826	15	3,942,651	40	2,462,229	4,549,814
1820	7	1,272,226	21	1,342,508	2,614,734	1827	15	3,681,665	45	2,983,659	4,936,442
1821	7	1,329,441	21	1,681,351	3,010,792	1828	16	4,445,600	45	3,038,226	4,884,538
1822	10	1,191,971	23	1,940,581	3,132,552	1829	17	2,077,691	49	2,670,093	4,747,784
1823	10	1,353,982	24	1,775,094	3,129,076	1830	17	2,171,417	46	2,952,673	5,124,090
1824	12	1,796,601	25	2,046,041	3,842,642						

出所) Hunts'Merchants'Magazine[1841]pp.138-139.をもとに作成。

註1) 銀行数①はボストン所在銀行数を、②はボストン域外の銀行数を指す。

註2) 1825~1828年は、ボストン・マネーとフォーリン・マネーとの合計が「総額」と一致しない。

これは、その期間中のみ容認された、利付銀行券の発行総額の未加算によると考えられる。

表6 マサチューセッツ州所在諸銀行における他行預金の保有高(上位5傑) 1825-1860年

	1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位
1825	City	New England	その他	Union	Tremont	1843	Suffolk	Merchants'	Globe	State	New England
1826	Suffolk	City	New England	Tremont	その他	1844	Suffolk	Merchants'	Globe	その他	New England
1827	Suffolk	City	New England	Union	その他	1845	Suffolk	Merchants'	Globe	その他	その他
1828	Suffolk	New England	Union	その他	State	1846	Suffolk	Merchants'	Globe	その他	State
1829	Suffolk	State	New England	Union	その他	1847	Suffolk	Merchants'	Globe	State	その他
1830	Suffolk	City	State	New England	その他	1848	Suffolk	Merchants'	Globe	Tremont	その他
1831	Suffolk	New England	State	Globe	その他	1849	Suffolk	Merchants'	Globe	New England	Tremont
1832	Suffolk	New England	その他	Union	State	1850	Suffolk	Merchants'	その他	New England	Commerce
1833	Suffolk	Globe	その他	State	その他	1851	Suffolk	Merchants'	Commerce	Globe	New England
1834	Suffolk	State	City	Globe	Merchants'	1852	Suffolk	Commerce	Merchants'	Tremont	Exchange
1835	Suffolk	Merchants'	その他	New England	State	1853	Suffolk	Merchants'	Commerce	その他	Tremont
1836	Suffolk	Merchants'	その他	State	New England	1854	Merchants'	Suffolk	Commerce	Exchange	Globe
1837	Suffolk	Merchants'	State	New England	その他	1855	Suffolk	Commerce	Merchants'	その他	その他
1838	Suffolk	Globe	Merchants'	New England	State	1856	Suffolk	Merchants'	Commerce	Exchange	Globe
1839	Suffolk	Globe	Merchants'	New England	その他	1857	Suffolk	Merchants'	Commerce	Tremont	その他
1840	Suffolk	Merchants'	Globe	State	その他	1858	Suffolk	BMR	Merchants'	Commerce	Globe
1841	Suffolk	Merchants'	Globe	その他	その他	1859	BMR	Suffolk	Merchants'	その他	Commerce
1842	Suffolk	Merchants'	Globe	その他	State	1860	BMR	Suffolk	Commerce	Merchants'	Exchange

註) 上記の銀行はすべてボストン所在の銀行。

出所) Rolnick,Smith & Weber[1998].

表7 ボストン所在の主要諸銀行における他行預金の保有総額 1825-1830年. 単位:ドル

	Suffolk	Globe	City	New England	State	Massachusetts	Union	Boston
6/1/1825	25,000.00		315,141.40	227,091.34	26,116.37	3,000.00	52,245.67	13,000.00
1/1/1826	524,180.28		180,987.80	62,512.20	47,711.25			
5/1/1826	532,872.38		233,453.92	82,772.98	15,726.08		18,035.16	11,000.00
12/1/1826	517,735.12		213,780.50	58,022.80	72,490.71			
5/1/1827	642,139.18	11,000.00	169,932.04	37,500.00	21,991.75	4,000.00	29,021.88	25,000.00
12/1/1827	674,447.90		71,313.86	80,020.64	94,557.49			
5/1/1828	694,684.21	25,000.00	26,545.39	95,967.36	33,935.94	16,000.00	46,190.66	
12/1/1828	749,132.44		37,219.44	68,201.83	37,404.20			
8/1/1829	1,020,189.85	33,000.00	21,118.84	84,534.09	109,657.90	15,000.00	48,171.60	17,000.00
6/1/1830	1,171,202.68	50,000.00	113,755.98	101,259.26	102,195.22	40,000.00	68,000.00	62,000.00

出所) Weber[1999]をもとに作成。

表8 <The Associated Banks> によるフォーリン・マネー
受取総額(1825年3月-1826年1月). 単位:ドル

3月	896,290	9月	1,987,058
4月	1,068,716	10月	2,302,405
5月	724,433	11月	2,400,871
6月	989,897	12月	2,246,433
7月	1,251,715	1月	(約)2,000,000
8月	1,520,495	計	17,388,313

出所) Hale[1826]p.20.

表9 メーン州の銀行業況 1819-1830年. 単位:1000ドル

	銀行数	正貨準備	発券高	預金残高	準備率(%)		銀行数	正貨準備	発券高	預金残高	準備率(%)
1819	13	242	1,532	295	13.25	1825	16	244	1,029	632	14.69
1820	15	411	1,375	278	24.86	1826	19	177	559	519	16.42
1821	13	286	1,073	311	20.66	1827	20	164	591	593	13.85
1822	13	246	1,189	366	15.82	1828	19	153	546	596	13.4
1823	14	211	822	314	18.57	1829	17	159	514	479	16.01
1824	14	246	1,094	455	15.88	1830	18	128	513	478	12.92

註) 準備率=正貨/(銀行券発行高+預金残高)

出所) Chadbourne[1936]p.192をもとに作成。

表10 第2次合衆国銀行券の地域別流通高 単位:ドル

	1818.9/30	1819.9/27	1823.1/2	1823.12.	1830.9.	1832.1/1	1832.4/4
NE	518,415	368,336	393,257	401,077	737,897	741,587	900,867
中部	969,780	1,082,869	868,060	1,085,205	3,110,740	5,525,463	5,478,378
東部	3,960,550	1,179,132	2,281,765	1,728,810	4,250,285	4,950,365	5,311,370
南東部	670,125	174,760	744,755	849,320	3,564,145	4,586,145	5,637,005
西部	817,680	249,528	45,820	16,785	3,684,590	5,445,030	5,130,990

註) NE=ニューイングランド

出所) Catterall[1902] p.408.